

SDGs未来都市としま



豊島区は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。



# 豊島区子ども・若者総合計画 (令和2～6年度)

## 令和2年度実施状況

令和4年1月

豊島区青少年問題協議会



---

---

## はじめに

豊島区は、平成 18 年に、豊島区子どもの権利に関する条例（子ども権利条例）を制定しました。条例は、推進計画に基づく子どもの権利に関する施策の総合的実行について定めていましたが、子ども施策に関する計画には複数のものがあり、「総合的」推進という意味で課題を残していました。

こうした中、「豊島区子どもプラン（子ども・子育て支援事業計画を含む）」及び「豊島区子ども・若者計画」が、同じ平成 31 年度を計画期間としていたことから、豊島区は、子ども権利条例の趣旨を踏まえて、2つの計画を統合して、新たに、子どもの権利のための総合計画（子どもの権利推進計画）として、子ども・若者に関する総合計画（本計画）を策定しました。本計画は、令和 2 年度より施行されていますが、その意味で、本報告書は、新たな計画の初めての実施状況報告書ということになります。

豊島区青少年問題協議会は、これまでも豊島区子ども・若者計画の実施状況の審議を行ってきましたが、新たに本計画の実施状況の審議を委ねられることになったことから、こうした状況の変化を踏まえ、子ども権利条例の趣旨を踏まえて、大きく検証のあり方を見直しました。

子ども施策の多くは、その権限を区市町村が有しているとはいえ、そのほとんどについて法律で根拠づけられていることから、これまでは、審議に当たって、計画での位置づけにかかわらず、各法律に即して（いわば縦割りに）、実施状況を検証する傾向にありました。しかし、子ども権利条例に基づく本計画で、地方自治的に、子どもの権利保障の観点から子ども施策を総合的に実施するしくみが整ったことから、子どもの権利保障の観点から、新たに子ども権利条例に基づく本計画に即して子ども施策を検証することとしました。

その結果、法律に照らした実施状況も重要であることはいうまでもありませんが、むしろ子どもの権利保障の観点から、本計画に照らしての実施状況を新たに所管課に求めました。そして、その上で、青少年問題協議会としても、所管課から提出された実施状況を、本計画の体系に即して、子どもの権利保障の観点から丁寧に検討・検証することとしました。

2020 年より続く新型コロナウイルス禍の厳しい状況が続く中、日常的に多くの事務及び事業を抱えている所管課に対して、これまでもまして多大な負担をかけてしまったことは大変心苦しく、それにもかかわらず、真摯に対応いただいたことは感謝に堪えません。子ども権利条例に基づく地方自治的検証のあり方は全国的に見ても必ずしも確立しておらず、その意味では、試行錯誤はこれからも続くと思いますが、子どもの権利保障の観点からのより精度の高い検証を行い、豊島区の子どもの今と将来のために少しでも寄与できればと考えています。

令和 4 年 1 月

豊島区青少年問題協議会

会長 野村 武司

---

---

## 目次

<b>I 豊島区子ども・若者総合計画について</b> .....	1
1 概要.....	1
2 施策の体系.....	3
3 実施状況の検証.....	4
<b>II 令和2年度実施状況</b> .....	5
1 全体の状況.....	5
2 体系別の状況.....	6
<b>目標 I 子どもの権利を尊重し、自分らしい育ちを支援する</b> .....	7
(1) 子どもの権利に関する理解促進.....	8
(2) 子どもの意見表明・参加の促進.....	10
(3) 子どもの居場所・活動の充実.....	12
(4) 子どもの権利侵害の防止及び相談・救済.....	17
<b>目標 II 子どもを安心して産み育てるための支援を推進する</b> .....	22
(1) 子どもや家庭への医療・健康支援.....	23
(2) 子育て家庭への支援.....	26
<b>目標 III 子ども・若者に関わる施設において、充実した環境を整備する</b> ..	30
(1) 幼児期から学童期の教育・保育サービスの充実.....	31
(2) 子どもの主体性を尊重した学校環境の整備.....	34
(3) 子ども・若者支援に関わる人への支援.....	36
<b>目標 IV 若者の自立と社会参加を支援する</b> .....	39
(1) 若者の自立支援.....	40
(2) 若者の参加支援.....	42

<b>目標 V</b>	<b>それぞれの状況に応じ、子ども・若者及び家族を支援する</b> ……	44
	（1）状況に応じた支援……………	45
	（2）相談体制の充実と情報発信……………	53
<b>目標 VI</b>	<b>子ども・若者の健やかな成長を地域全体で支援する</b> ……	55
	（1）地域の力の活用……………	56
	（2）安全・安心な社会環境の整備……………	59
	（3）子ども・若者が文化や芸術に親しむことのできるまちづくり……………	61
<b>3</b>	<b>まとめ</b> ……………	63
<b>Ⅲ 資料編</b> ……………		別紙

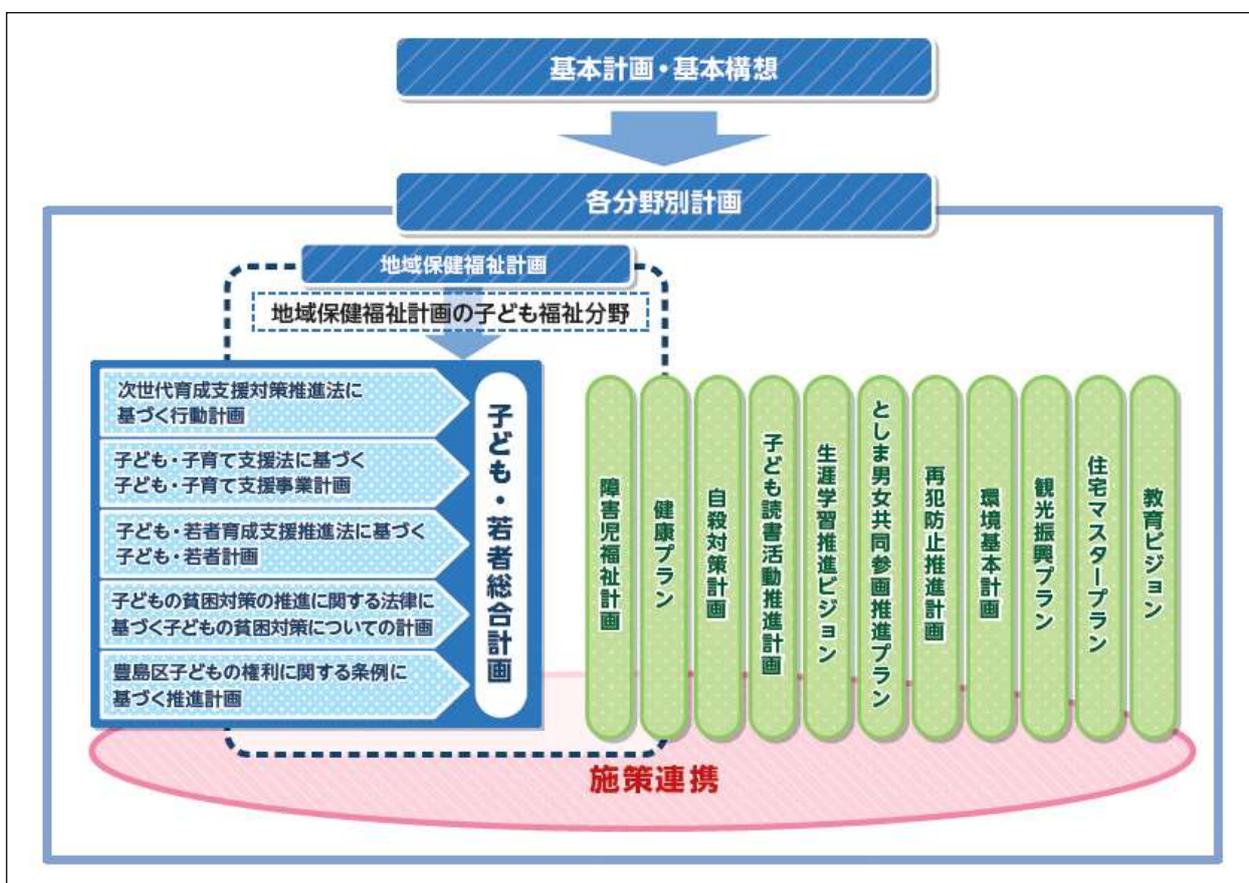
# I 豊島区子ども・若者総合計画について

## 1 概要

### 【計画策定の背景・目的】

子ども・若者支援策を総合的に展開するため、平成 31 年度までを計画期間とする「豊島区子どもプラン（子ども・子育て支援事業計画を含む）」及び「豊島区子ども・若者計画」の改定を契機に、2つの計画を統合し、「豊島区子ども・若者未来応援あり方検討会報告書」の観点を包含するとともに、新たに「子どもの権利推進計画」を盛り込んで、子ども・若者に関する総合計画を策定しました。

### 【計画の位置付け】



### 【計画期間】

令和 2（2020）年度から令和 6（2024）年度までの 5 年間

### 【計画の対象】

子ども・若者や妊娠期の方、子育て家庭を対象とします。計画の対象となる子ども・若者は原則として 0 歳から 30 歳までとし、一部の施策は概ね 39 歳までとします。

## 【計画の基本理念】

すべての子ども・若者の権利が保障され  
豊かな文化の中で自分らしく成長できるまちづくり

## 【基本的な考え方】

計画の基本理念を実現するために、現状と課題を踏まえて、以下の5つの考え方で施策を推進していきます。

### (1) 子ども・若者一人ひとりを権利の主体として尊重する。

- ・子ども・若者の今の「思い」を受け止め、子ども・若者を育成の対象と捉えるのではなく、社会の構成員として認め合い、権利の主体としての意見や選択を尊重する取組を推進します。

### (2) 安心して子育てできる環境を整備し、親子が共に成長できるように支援する。

- ・子ども・若者が健やかに成長するために、家庭が孤立することなく、必要な協力を得ながら、保護者と子どもが安心して地域で暮らせる環境が必要です。
- ・保護者と子どもがお互いを大切に思いながら、それぞれが自分らしく暮らせるよう支援します。

### (3) 子ども・若者の成長段階に応じて、切れ目なく支援する。

- ・子どもの権利は、子どもが皆等しく生まれながらに持っており、その年齢や発達に応じて保障されるものです。
- ・子どもは他者との関わりの中から、お互いの権利の尊重、責任などを学び、権利を実現していく力を培っていきます。
- ・子ども・若者の支援にあたっては、乳幼児期から学童期、思春期、青年期まで、発達段階ごとに必要となる支援を継続的に行うことが求められます。
- ・子ども・若者が自己肯定感を育み、自尊感情を醸成させ、自己として確立できるよう支援します。

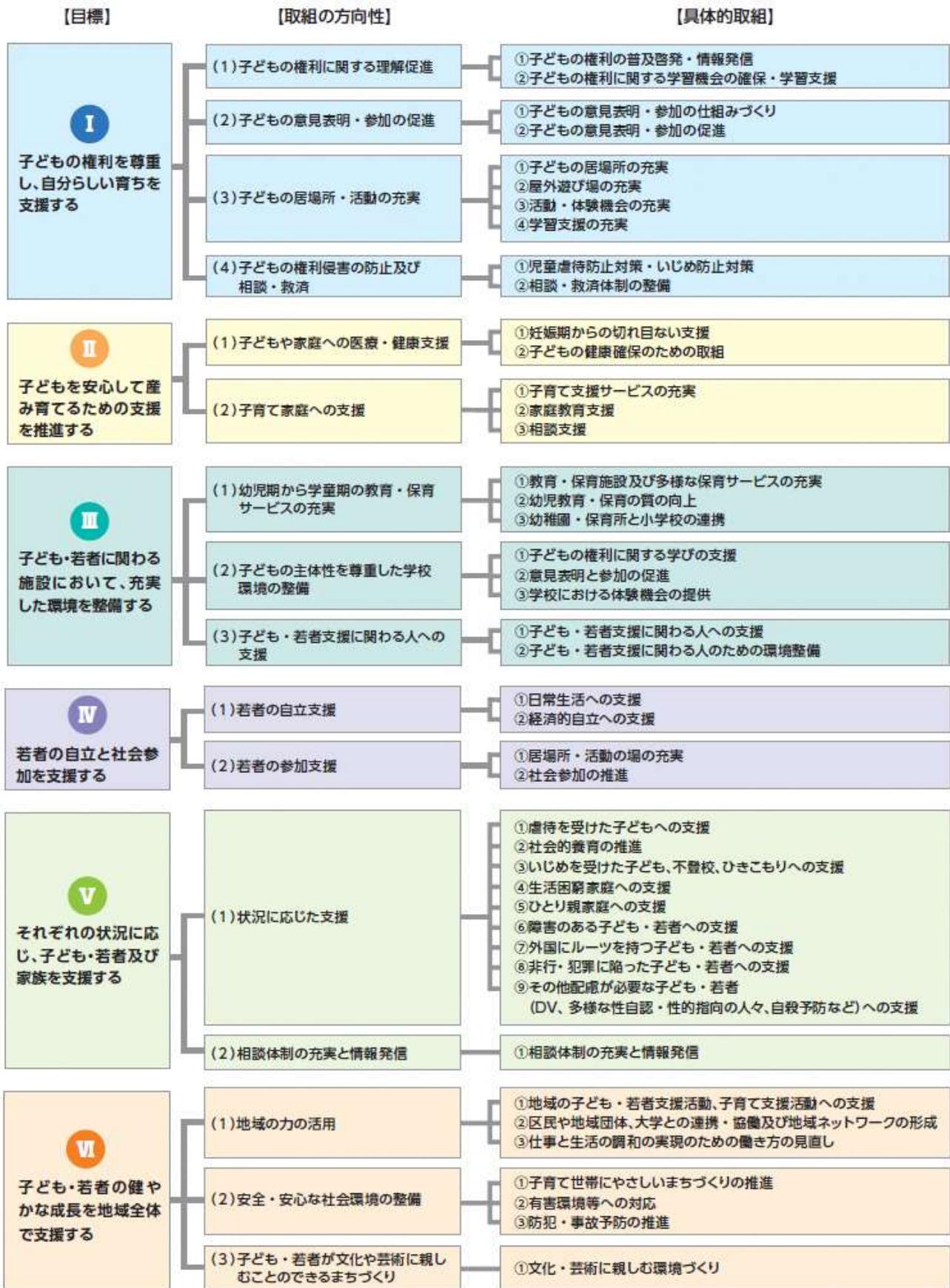
### (4) 家庭、子どもに関わる施設、地域、関係機関、行政が連携・協働し、社会全体で子ども・若者を支援する。

- ・子ども・若者は社会の関わりの中で成長します。
- ・家庭、就学前児童の教育・保育施設、学校、放課後対策施設などの子どもに関わる施設、地域、NPOなどの地域団体、関係機関、行政が、それぞれの特性を活かしながら、連携・協働し、子ども・若者の成長を応援します。

### (5) 子ども・若者総合計画の全分野の目標に基づき、子どもの権利保障、子どもの貧困対策、子ども・若者支援に取り組み、基本理念を実現する。

- ・計画全体を進めることで、子どもの権利保障、子どもの貧困対策、子ども・若者支援を推進します。

## 2 施策の体系



### 3 実施状況の検証

計画の推進にあたっては、PDCA サイクルに基づき、以下のように子ども・若者や子育て家庭の視点に立った取組が行われているか検証を行い、施策の推進や改善に繋げていきます。

#### 【計画全体について】

庁内関係部署で組織する「子どもの施策調整会議」や、区民や地域団体等の幅広い関係者で構成される「青少年問題協議会」において、子ども若者課が事業主管課に対して行う「実施状況調査」に基づき、計画の「重点事業」の目標達成状況を中心に点検・評価を行います。

その結果については、「青少年問題協議会」が本冊子（5ページ以降）に取りまとめ、区ホームページ等を通じて広く区民に公表していきます。

#### 【子どもの権利の観点からの施策の検証・推進について】

「子どもの権利委員会」が点検・評価を行います。

#### 【「第二期子ども・子育て支援事業計画」について】

「子ども・子育て会議」が点検・評価を行います。

## Ⅱ 令和 2 年度実施状況

### 1 全体の状況

3 ページに記載のとおり、計画では「目標」ごとに「取組の方向性」を記載しています。「取組の方向性」にはそれぞれ「計画の進捗を測る指標」を設定しており、当該指標を向上させるための取組として「具体的取組」を記載しています。

「重点事業」と「計画事業」は、それぞれの「具体的取組」に関連する事業として計画に掲載された事業であり、特に「重点事業」は予め事業ごとに事業目標や目標値を設定し、その達成状況を点検していくことを目的に設定されたものです。これらの事業を推進することで、「具体的取組」の目標達成や「取組の方向性」の「計画の進捗を測る指標」の向上を図り、計画全体の目標達成を目指します。

また、「新規事業」は、本計画策定後に開始した事業など、計画に掲載されていない子ども・若者や子育て家庭に係る事業であり、令和 2 年度は 1 事業が該当しました。

#### 【事業区分別主管課評価の状況（全体）】

	A	B	C	D	計
重点事業	5	28	6	0	39
計画事業	36	207	24	9	276
新規事業	0	1	0	0	1
全事業	41 (13.0%)	236 (74.7%)	30 (9.5%)	9 (2.8%)	316 (100%)

※ 再掲事業を含む。

※ 計画策定後、終了となった 1 事業（再掲含め 2 事業分）及び事業統合となった 1 事業を除く。  
（いずれも計画事業）

※ 構成比は、小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、合計しても 100 にならない場合がある。

#### ○主管課評価の説明

- A…目標に大きく資する取組ができた
- B…目標に資する取組ができた
- C…目標に資する取組が不十分であった
- D…未実施

全体としては、A 及び B で全体の 87.7% を占めており、事業の多くが目標に資する取組ができたという評価となっています。

一方で全体の 12.3% の事業が C 及び D、すなわち、目標に資する取組が不十分又は未実施となっています。新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響が主な要因ではありますが、計画全体の目標達成に向け、更なる改善が必要です。

## 2 体系別の状況

7ページからは、計画に掲げた6つの「目標」ごとに、その概要を記載するとともに、令和2年度における事業区分別の主管課評価の状況をまとめました。

その上で、それぞれの「目標」における「取組の方向性」ごとに、その構成事業における主管課評価の状況をまとめました。

「重点事業」については、「豊島区子ども・若者総合計画」における事業概要を掲載した上で、令和2年度の実績等の詳細を記載するとともに、目標値（令和6年度）の修正が必要な事業は、その内容と理由を記載しています。

# 目標 I

## 子どもの権利を尊重し、自分らしい育ちを支援する

### 【概要】

目標 I では、「子どもの権利に関する条例」や子どもの権利に関する理解の促進、子どもの意見表明や参加の促進、子どもの居場所や活動の充実に取り組んでいます。また、重大な権利侵害である児童虐待やいじめについては、未然防止と権利侵害が起こったあとの支援に取り組んでいます。

【計画の進捗を測る主な指標】

指標名	現状 (平成30年度)	目指す方向性 (令和6年度)
「子どもの権利に関する条例」を「知っている」と回答した人の割合	●子ども 3.3% ●若者 1.0% ●保護者 8.8% ●区施設職員 68.8% ●地域団体 47.6%	↑
自分のことが「好き」と回答した子どもの割合	●小学生 44.8% ●中学生 31.2%	↑
過去1年間に地域での行事や活動に参加したことがないと回答した子どもの割合	●小学生 13.3% ●中学生 42.4%	↓
子どもの遊び場が充実していると回答した保護者の割合	●就学前 35.0% ●小学生 19.4% ●中学生 17.6%	↑
子どもからの専用電話相談（フリーダイヤル）の認知度	●小学生 21.1% ●中学生 16.7%	↑



<「豊島区子どもの権利に関する条例」リーフレット>

取組の方向性	○主な計画事業 ●重点事業
(1)子どもの権利に関する理解促進	●「子どもの権利」の理解の普及・啓発 ●「子どもの権利」に関する研修・講座の実施 ○学校における「子どもの権利」に関する学習機会の確保 ○保育の質の向上事業
(2)子どもの意見表明・参加の促進	●としま子ども会議の開催 ○子どもの参加推進事業 ○利用者会議の開催 ○子ども地域活動支援事業
(3)子どもの居場所・活動の充実	●中高生センターの運営 ●子どもスキップの運営・改築 ○放課後子ども教室事業 ●プレーパーク事業 ○小学校開放事業 ○「としまキッズパーク」の整備・運営 ●子どものための文化体験プログラム ●コミュニティソーシャルワーカーによる子どもの学習支援
(4)子どもの権利侵害の防止及び相談・救済	●子ども虐待防止ネットワーク事業 ●いじめ防止対策推進事業 ○スクールソーシャルワーカー活用事業 ●「子どもの権利擁護センター（仮称）」の設置 ●子どもの権利擁護委員相談事業 ○子どもからの専用電話相談

### 【事業区分別主管課評価の状況（目標 I）】

	A	B	C	D	計
重点事業	0	9	3	0	12
計画事業	5	22	7	0	34
全事業	5 (10.9%)	31 (67.4%)	10 (21.7%)	0 (0.0%)	46 (100%)

※ 再掲事業を含む。

※ 構成比は、小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、合計しても 100 にならない場合がある。

目標 I は重点事業・計画事業あわせて 46 事業で構成されていますが、A 及び B で 78.3% を占めており、事業の多くが目標に資する取組ができたという評価となっています。全体の状況と比べるとやや低い数値になっていますが、居場所や活動の機会など、コロナ禍で多くの制限を受けたことが要因と考えられます。

④「取組の方向性」ごとの実施状況や重点事業の実績等については、次ページ以降に記載

## (1) 子どもの権利に関する理解促進

「子どもの権利に関する理解促進」は、2つの具体的な取組、5事業（うち重点事業は2事業）で構成されています。

それぞれの事業における令和2年度の主管課評価は、評価B（目標に資する取組ができた）が3事業（60.0%）、評価C（目標に資する取組が不十分であった）が2事業（40.0%）となっています。

具体的な取組	構成事業	担当課	主管課評価
子どもの権利の普及啓発・情報発信	《重点》「子どもの権利」の理解の普及・啓発	子ども若者課	B
	「子ども月間」事業	子ども若者課	B
子どもの権利に関する学習機会の確保・学習支援	《重点》「子どもの権利」に関する研修・講座の実施	子ども若者課／指導課	C
	学校における「子どもの権利」に関する学習機会の確保	子ども若者課／指導課	C
	保育の質向上事業	保育課	B

### 【重点事業の実施状況等】

令和2年度における重点事業（2事業）の実施状況等は、以下のとおりです。

重点事業			
事業名	事業目標	事業内容	
① 「子どもの権利」の理解の普及・啓発	子どもの権利に関する条例の普及を図ります。	小学生用リーフレットやマンガ版リーフレット、妊産婦向け小冊子など、対象に合わせてわかりやすい広報資料を作成し、学校や子どもに関わる施設等に配布します。	
	目標	現状値(令和元年度)	目標値(令和6年度)
担当課	子ども若者課	普及啓発媒体の種類	リーフレット2種類(一般・中高生)で広報を実施 ・リーフレットを増やす(小学生・マンガ版、妊産婦向け小冊子等) ・動画等を作成
実施状況			
令和2年度			令和3年度以降の取組の方向性
実績	取組内容	主管課評価	
学習用パンフレットを作成	既存のリーフレット2種類を区立小中学校にて配付するとともに、新たに小学校4～6年生向けの学習用パンフレットを作成した。	B	令和3年度以降は子どもの権利条例周知用パンフレットの内容を改訂する予定ほか、新たな普及啓発のツールについて検討する。

**重点事業**

事業名		事業目標	事業内容	
③ 「子どもの権利」に関する研修・講座の実施		子どもに関わるおとなに子どもの権利を学ぶ機会を提供します。	学校教諭や保育士、子どもに関わる施設職員に対して子どもの権利に関する研修や、地域のおとなに対する講座を実施します。	
		目標	現状値(令和元年度)	目標値(令和6年度)
担当課	子ども若者課 指導課	①職員研修実施回数	①2回	①5回
		②出前講座実施回数	②3回	②10回
		③区民講演会実施回数	③1回	③2回

**実施状況**

令和2年度			令和3年度以降の
実績	取組内容	主管課評価	取組の方向性
①1回 ②0回 ③0回	職員研修は小規模で開催、その他は新型コロナウイルスにより、一堂に人数を集めることを避けるため、実施せず。	C	令和3年度以降は新型コロナウイルス感染症対策を考慮し、オンラインでの開催を視野に入れた上で、まずは策定時の水準に戻し、状況を勘案して、令和6年度の目標値を目指す。

**【青少年問題協議会からの意見】**

「《重点》「子どもの権利」の理解の普及啓発」では、既存の条例周知用パンフレット（一般用・中学生用）に加え、新たに小学校4～6年生向けに学習用パンフレットを作成しました。豊島区では平成18年に「子どもの権利に関する条例」を制定しましたが、計画策定時のアンケート調査によると、特に子どもにおいて条例の認知度が著しく低い状況にあります。そのような状況の中で、教育委員会との連携の下、学校教育の場で条例を通じて子どもの権利を具体的に学ぶことができる普及啓発ツールを新たに作成したことは、とても意義深いことです。

一方、同事業内に掲げているマンガ版パンフレットについては、令和2年度中に作成する方向で検討していたにも関わらず、残念ながら未完成となりました。マンガ版パンフレットは小学校低学年でも分かりやすく子どもの権利を学ぶことができる普及啓発ツールであり、他自治体でも多くの作成例があります。前述の学習用パンフレットとは活用の場面が異なることから、引き続き作成に向けた検討を進めていく必要があります。

「《重点》「子どもの権利」に関する研修・講座の実施」は、コロナ禍により、教員に対する職員研修を1回開催したのみにとどまり、区民を対象とした出前講座や講演会については残念ながら未実施となりました。

令和3年度以降も新型コロナウイルス感染症の影響が続いていくことが想定されることから、コロナ禍においても子どもの権利の普及啓発や学習機会の確保の取組が停滞することのないよう、オンラインでの講座実施や動画作成など、様々な手段を検討していく必要があります。

子どもの権利に関する理解促進を、各事業を通じて図っていくというのが計画の体系です。子ども自身が「子どもの権利とは何か」を実感できる取組が大切で、特に、学校教育を通じてこれが実践されていくことが大切です。重点事業の研修・講座に課題が残ったこと、さらに、計画事業ですが、学校における「子どもの権利」に関する学習機会に課題が残っている点には留意が必要です。

## (2) 子どもの意見表明・参加の促進

「子どもの意見表明・参加の促進」は、2つの具体的な取組、5事業（うち重点事業は1事業）で構成されています。

それぞれの事業の令和2年度における主管課評価は、評価B（目標に資する取組ができた）が1事業（20.0%）、評価C（目標に資する取組が不十分であった）が4事業（80.0%）となっています。

具体的な取組	構成事業	担当課	主管課評価
子どもの意見表明・参加の仕組みづくり	《重点》としま子ども会議の開催	子ども若者課	C
	子どもの参加推進事業	子ども若者課	C
	利用者会議の開催	子ども若者課／放課後対策課	B
子どもの意見表明・参加の促進	子ども地域活動支援事業	子ども若者課	C
	青少年指導者養成事業	学習・スポーツ課	C

### 【重点事業の実施状況等】

令和2年度における重点事業（1事業）の実施状況等は、以下のとおりです。

重点事業			
事業名	事業目標	事業内容	
⑥ <b>新規</b> としま子ども会議の開催	子どもの区政への参加と意見表明の機会を提供します。	「子どもの権利に関する条例」に基づく「としま子ども会議」として、区内の小中学生が、区政に関するテーマについて話し合い、意見をまとめて区長や区職員等に発表します。区は子どもの意見を聞き、施策に反映するよう努めます。	
	目標	現状値(令和元年度)	目標値(令和6年度)
担当課	子ども若者課	①参加者数 ②提案採択数	実施に向けて検討中 ①30人 ②1件
実施状況			
令和2年度			令和3年度以降の
実績	取組内容	主管課評価	取組の方向性
①4人 ②0件	7月～11月にかけて全6回会議を実施し、12月に意見発表会を開催した。会議は新型コロナウイルス感染拡大防止対策のためWeb会議形式で実施した。	C	子ども会議の参加者数向上のために、区立小中学校・区内私立中学高等学校・区内都立高校の児童・生徒向けに募集用チラシを配付し事業の広報・周知及び参加者数の向上に努める。また、子どもたちの意見や想いを区の施策に繋げられるよう、会議の初回に基本計画担当者から区の施策や取組についての講演を実施する。

### 【青少年問題協議会からの意見】

「《重点》としま子ども会議の開催」では、「子どもの権利に関する条例」に基づく「としま子ども会議」を新たに開催しました。子どもたちが自主的に区政に関わるテーマを決めて、意見交換をしながら実現したいことを考え、その結果を区長や副区長、教育長、区管理職の前で発表しました。「としま子ども会議」は条例制定当初から規定されていたものの、これまで一度も開催されていませんでした。少し時間は掛かりましたが、今回ようやく実施できたという点では、大きな成果であると言えます。

一方で、コロナ禍という状況下とはいえ、参加者数が目標を大きく下回ったことや、子どもからの提案採択数が0件であったことは今後速やかに改善すべき課題です。多くの子どもたちに意見表明の機会を用意し、その意見をきちんと区の施策にフィードバックしていくことがとても大切ですし、そのサイクルを可視化していくことが、子どもの参加意欲にも繋がります。

令和3年度以降も「としま子ども会議」の規模を拡大しながら継続的に実施していくとともに、子どもの意見表明・参加は子どもに関わるあらゆる場面で実現されるべきものであることを踏まえ、その他の子どもの参加推進に関する取組についても、地域団体や大学等と連携・協働しながら、様々な事業を検討・展開し、子どもの意見表明・参画の機会をしっかりと確保していくことを期待します。

### (3) 子どもの居場所・活動の充実

「子どもの居場所・活動の充実」は、4つの具体的な取組、19事業（うち重点事業は5事業）で構成されています。

それぞれの事業の令和2年度における主管課評価は、評価A（目標に大きく資する取組ができた）が3事業（15.8%）、評価B（目標に資する取組ができた）が13事業（68.4%）、評価C（目標に資する取組が不十分であった）が3事業（15.8%）となっています。

具体的な取組	構成事業	担当課	主管課評価
子どもの居場所の充実	《重点》中高生センターの運営	子ども若者課	B
	《重点》子どもスキップの運営・改築	放課後対策課	C
	放課後子ども教室事業	放課後対策課	B
	子ども食堂ネットワーク	子ども若者課	B
屋外遊び場の充実	《重点》プレーパーク事業	子ども若者課	B
	小学校開放事業	放課後対策課	B
	公園・児童遊園新設改良事業	公園緑地課	A
	「としまキッズパーク」の整備・運営	公園緑地課	A
活動・体験機会の充実	《重点》子どものための文化体験事業 ※	文化デザイン課 ／保育課	B
	次世代育成事業助成	文化デザイン課	B
	アトカル・マジカル学園	文化デザイン課	B
	図書館おはなし会・読み聞かせ事業	図書館課	C
	生涯スポーツ推進事業	学習・スポーツ課	C
	プレーパーク事業【再掲】	子ども若者課	B
学習支援の充実	《重点》コミュニティソーシャルワーカーによる子どもの学習支援	福祉総務課	B
	としま未来塾	指導課	B
	小・中学校補習支援チューター事業	指導課	B
	ひとり親家庭等の子どもに対する学習支援事業	子育て支援課	A
	としま子ども学習支援ネットワーク「とこネット」	福祉総務課	B

※ 令和2年度より「子どものための文化体験プログラム」から事業名変更

【重点事業の実施状況等】

令和2年度における重点事業（5事業）の実施状況等は、以下のとおりです。

重点事業			
事業名	事業目標	事業内容	
⑪ 中高生センターの運営	中高生の放課後の居場所を提供し、自主的な活動を支援します。	中高生等が音楽、スポーツ活動、友だちとの語らいや情報交換などを行う場として中高生センターを運営し、自主的な活動や社会参加等を支援します。また、中高生の心身が傷つけられないよう、関係諸機関や団体と連携して、その予防や早期発見に努めています。	
	目標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
担当課	子ども若者課	①登録者数 ②延べ利用者数	①1,980人 ②26,896人
			①2,200人 ②32,000人
目標値(令和6年度)見直し			
見直し後の目標値		見直しの理由	
①2,000人 ②30,000人		ジャンプ東池袋大規模改修(R4年10月～R6年1月予定)が実施されるため	
実施状況			
令和2年度			令和3年度以降の
実績	取組内容	主管課評価	取組の方向性
①1,649人 ②18,762人	約2カ月の休館を経てSNS配信の充実及び中高生の自主的な活動を支え映像制作やイベントを実施。また問題を抱える利用者増加に伴い、日々のコミュニケーションから心身が傷ついた中高生を早期発見し、関係機関との連携により対応している。	B	子どもの居場所・活動の充実

重点事業			
事業名	事業目標	事業内容	
⑫ 子どもスキップの運営・改築	小学生の放課後の居場所を提供し、放課後児童支援員の指導のもと、安心・安全な遊びを通じて子どもたちの交流を図ります。	小学生の放課後の安全・安心な居場所として、区立小学校22校に、校舎内、敷地内または隣接地にて、学童クラブの機能を持たせた子どもスキップを運営しています。また、別棟建設などで利用者数増加に対応するなど施設面での改善を図り、より一層安全・安心な環境を整えています。	
	目標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
担当課	放課後対策課	延べ利用者数	535,760人
			540,000人
実施状況			
令和2年度			令和3年度以降の
実績	取組内容	主管課評価	取組の方向性
302,177人	感染症対策のため、子どもスキップ一般利用については休止した。8月に「スキップの日」として各施設週2回程度、一般利用者を受け入れた。(実績外となるが、計画事業No.16校庭開放は通年実施。)	C	引き続き感染症対策を講じつつ、段階的に一般利用を再開していく。

重点事業

事業名	事業目標	事業内容	
⑮ プレーパーク事業	子どもたちが屋外で安全に楽しく遊べる機会の充実を図ります。	子どもが自由に豊かな遊びと多様な体験ができるプレーパーク(冒険遊び場)事業を推進します。池袋本町プレーパークの他、身近な地域で冒険遊びなどを体験できるよう、出張プレーパークを実施します。また、池袋本町プレーパークは、子どもが自由に過ごし、自分らしく、ゆったりと安心できる場所としての機能も併せ持ちます。	
	目標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
担当課	子ども若者課	①参加者数 ②出張プレーパーク開催数	①31,002人 ②13回
			①35,000人 ②20回

実施状況

令和2年度			令和3年度以降の
実績	取組内容	主管課評価	取組の方向性
①30,208人 ②10回	池袋本町プレーパークは、緊急事態宣言の影響で実施出来ない期間もあったが、屋外で子どもが自由な発想で自分らしく遊べる場所を提供した。出張プレーパークは保育園・スキップに限定し各施設8回及び2回、計10回実施した。	B	感染対策を行いながら、引き続き、子どもたちの自由な発想で安心して遊べる場所を提供する。外遊びが体験できる機会を増やせるよう出張プレーパークを実施する。

重点事業

事業名	事業目標	事業内容	
⑲ 子どものための文化体験事業 ※R2～事業名変更	子どもたちが多彩な文化芸術が体験できる機会を提供します。	区とNPO法人が協働して、次代の文化の担い手である子どもたちを対象に文化芸術に触れるワークショップ等のアートプログラムを展開します。	
	目標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
担当課	文化デザイン課 保育課	①演劇公演実施回数、延べ参加者数 ②鑑賞教室実施回数、延べ参加者数 ③ワークショップ実施回数、延べ参加者数 ④保育園ワークショップ実施園数、延べ参加者数 ⑤ぞうしがやこどもステーション実施回数、延べ参加者数	①10回、2,056人 ②7回、587人 ③1回、24人 ④22園、450人 ⑤54回、1,931人
			左記5つの取組について、同程度の回数及び参加人数を維持して実施する。

実施状況

令和2年度			令和3年度以降の
実績	取組内容	主管課評価	取組の方向性
①6,077人 (視聴人数) ②3回、128人 ③1回、35人 (視聴人数) ④20園、549人 ⑤26回、623人 (一部オンライン)	NPO 法人と協働し、未就学児向けの保育園ワークショップや夏休み期間に気軽にアートに触れ合うイベントを開催した。コロナウイルス感染症拡大防止のため、人数制限を設けたほか、オンライン配信などを行い、コロナ禍でもできる限り子どもたちがアートに触れ合う機会を提供した。	B	引き続き左記の取組を通して、子どもたちにアート体験を提供する。またコロナをきっかけに始めたオンライン配信などでは、これまで参加できなかった子どもたちや保護者にも事業に参加するきっかけを提供できたため、引き続き、効果的だった部分は継続していきたい。

### 重点事業

事業名		事業目標	事業内容	
②4	コミュニティソーシャルワーカーによる子どもの学習支援	子どもの学習習慣の習得を図るとともに居場所となる場を提供します。	コミュニティソーシャルワーカーが関係機関や地域住民、ボランティア等の協力を得て、公共施設において要支援家庭等の子どもの学習支援を行います。	
		目標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
担当課	福祉総務課	①学習会実施回数 ②子どもの延べ参加者数	①61回 ②1,112人	①65回 ②1400人

### 実施状況

令和2年度			令和3年度以降の
実績	取組内容	主管課評価	取組の方向性
①6回 ②58人	新型コロナウイルス感染症の影響により、学習会の大半が開催中止となった。学習会等の実施はできなかったものの、支援が途切れることがないよう、代わりとして、一部の学習会において、月に1回お便りを発行し、返信ハガキを同封することにより、ボランティアと子どもたちの関係性の継続に努めた。	B	新型コロナウイルス感染症が収束するまでは、従来通りの方法で学習会を開催することは困難である。コロナ禍でも、ボランティアと子どもたちの関係性が途切れることのないよう、学習会のあり方の見直しや、定期的なお便りの発行等、工夫して取り組みを行っていく。

### 【青少年問題協議会からの意見】

「《重点》中高生センターの運営」は、登録者数及び延べ利用者数ともに計画策定時の現状値（平成30年度）を下回るなど、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けましたが、閉館時においても電話やメール等による相談を継続したり、動画やSNSを通じた情報発信を行ったりするなど、コロナ禍においても中高生の居場所としての機能を一定程度維持できたものと考えます。

令和3年度以降も新型コロナウイルス感染症の感染状況に留意しつつ、中高生の居場所として自主的な活動を支援していくとともに、中高生との関わりの中で、生きづらさや困難な状況を早期発見し、関係機関と連携しながら支援していくことが必要です。

また、運営にあたっては、区内8校の中学校に対して中高生センターは区内2か所であるという地域的な偏在を踏まえるとともに、計画事業にも定めた「利用者会議」等を通じて、中高生の意見を施設運営に反映させていくことがとても重要です。

「《重点》コミュニティソーシャルワーカーによる子どもの学習支援」は、大半の学習会が中止を余儀なくされる中、一部の学習会では、月に1回お便りを発行し、返信ハガキを同封することにより、ボランティアと子どもたちの関係性の継続に努めました。子どもたちからの返信ハガキの内容は次月発行のお便りにて掲載し、学習会のメンバー全体で共有していますが、単にその内容を紹介するだけでなく、必ず大学生ボランティアからの感想等をあわせて掲載するなど、双方向のコミュニケーションがとれるよう工夫しています。困難な状況に置かれつつも、子どもたちの最大の利益に向けて取り組んだ姿勢は非常に評価できます。

令和3年度以降も新型コロナウイルス感染症の影響が続くものと想定されますが、学習支援が「勉強」をすること以上の意義があることを踏まえ、コミュニティソーシャルワーカーが中心となり、子どもたちと地域住民やボランティア等を結ぶとともに、学習習慣の習得と居場所となる場を提供できるよう努めていく必要があります。

その他「《重点》子どもスキップの運営・改築」、「《重点》プレーパーク事業」、「《重点》子どものための文化体験事業」の各事業においても新型コロナウイルス感染症の影響を多く受けましたが、単に休止・延期等するだけでなく、様々な工夫により子どもの居場所・活動の充実に努めました。

コロナ禍の今だからこそ、子どもの居場所や活動の機会はとても重要です。子どもが孤立することを防ぎ、子どもたちが安心して憩い、遊び、学べる環境を確保していくとともに、子どもの豊かな情操を育むために、多様な体験・活動の機会を提供していく必要があります。

#### (4) 子どもの権利侵害の防止及び相談・救済

「子どもの権利侵害の防止及び相談・救済」は、2つの具体的な取組、17事業（うち重点事業は4事業）で構成されています。

それぞれの事業の令和2年度における主管課評価は、評価A（目標に大きく資する取組ができた）が2事業（11.8%）、評価B（目標に資する取組ができた）が14事業（82.3%）、評価C（目標に資する取組が不十分であった）が1事業（5.9%）となっています。

具体的な取組	構成事業	担当課	主管課評価
児童虐待防止対策・いじめ防止対策	《重点》子ども虐待防止ネットワーク事業	子育て支援課	B
	《重点》いじめ防止対策推進事業	指導課	B
	児童虐待防止の普及・啓発	子育て支援課	B
	こんにちは赤ちゃん事業	健康推進課／ 長崎健康相談所	B
	子育て訪問相談事業	子育て支援課	A
	母子一体型ショートケア事業（ひとり親家庭支援事業）	子育て支援課	B
	家庭訪問型子育て支援（ホームスタート）助成事業	子育て支援課	B
	スクールカウンセラー事業	指導課／ 教育センター	A
	スクールソーシャルワーカー活用事業	教育センター	B
相談・救済体制の整備	《重点》「子どもの権利擁護センター（仮称）」の設置	子ども若者課	B
	《重点》子どもの権利擁護委員相談事業	子育て支援課	B
	児童相談所の設置・運営	子育て支援課	B
	人権擁護委員相談事業	区民相談課	B
	子ども若者総合相談事業（アシストしま）	子ども若者課	B
	子どもに関する相談事業	子育て支援課	B
	子どもからの専用電話相談	子育て支援課	C
	子ども家庭女性相談事業	子育て支援課	B

【重点事業の実施状況等】

令和2年度における重点事業（4事業）の実施状況等は、以下のとおりです。

重点事業			
事業名	事業目標	事業内容	
②9 子ども虐待防止ネットワーク事業	児童虐待の予防及び重篤化の防止を図ります。	①児童虐待の予防・防止に関するネットワークの重層的整備を図ります。 ②児童問題に関する各関係機関相互の調整とケース管理を行います。 ③マニュアル等を教材とした職員研修の充実を図ります。	
	目標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
担当課	子育て支援課	①虐待防止ネットワーク研修開催数 ②出張講座開催数	①2回 ②15回
			①2回(毎年度回数を維持) ②30回
目標値(令和6年度)見直し			
見直し後の目標値		見直しの理由	
①変更なし ②40回		関係機関の関心も高く、既に目標値を達成しているため	
実施状況			
令和2年度			令和3年度以降の
実績	取組内容	主管課評価	取組の方向性
①1回 ②30回	コロナ禍のため、ネットワーク研修は予定していた2回を実施できなかった。出張講座に関しては、人数や会場を調整し、密にならない環境で実施した。	B	引き続き、関係機関に児童虐待予防の取り組みを周知し、虐待の早期発見、早期対応につなげる。

重点事業

事業名		事業目標	事業内容	
③0	いじめ防止対策推進事業	児童・生徒が安心して学校生活を送れるよう、いじめの発生防止や早期発見を図ります。	①保護者・学校・地域・関係機関からなるいじめ問題対策委員会を開催します。 ②児童・生徒に対していじめ実態調査を年3回実施し、定期的な実態把握を行います。 ③心理検査を実施し、個々の行動面や心情面から分析を行うとともに、職層に応じた教員研修を毎年実施し、いじめの早期発見に役立てます。	
		目標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
担当課	指導課	①いじめの解消率 ②いじめ防止のための教員の研修の実施	①小学校 93.5% 中学校 90.2% ②職層に応じ、年3回実施	①小学校 100% 中学校 100% ②職層に応じ、年3回実施

実施状況

令和2年度			令和3年度以降の
実績	取組内容	主管課評価	取組の方向性
①小学校 82.2% 中学校 96.8% ②職層に応じ年3回実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>心理検査を区立小学校3年生～区立中学校3年生を対象に年2回実施</li> <li>学識経験者、保護者、学校、地域、関係機関からなるいじめ防止対策委員会の開催</li> <li>学識経験者、弁護士、心理士、福祉の専門知識を有する者等で構成するいじめ調査委員会の開催</li> <li>教員研修の実施(5回)</li> <li>臨時休業明けに「校内心のケア委員会」を全校に設置、アンケートに基づき教職員による全児童・生徒との面談実施(3回)</li> </ul>	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校経営や学級経営の根本として、年度当初から、全教職員の共通の意識を高め、いじめを、「しない させない 見逃さない」体制づくりを推進する。</li> <li>子どもスキップや家庭・地域においても、学校と一体的にいじめ対策を推進できる体制づくりを推進する。</li> </ul>

重点事業

事業名		事業目標	事業内容	
③8	新規 「子どもの権利擁護センター(仮称)」の設置	子どもの権利侵害を予防、救済します。	虐待やいじめ、不登校、ひきこもり、多様な性自認・性的指向の人々、外国人など、子ども自身からの相談に応じるために、子どもの権利擁護委員を配置した子どもの権利擁護センターを設置・運営します。	
		目標	現状値(令和元年度)	目標値(令和6年度)
担当課	子ども若者課	①設置 ②相談件数	設置に向けて検討中	①令和3年度中に開設 ②50件

目標値(令和6年度)見直し

見直し後の目標値	見直しの理由
①令和4年度中に開設 ②変更なし	新型コロナウイルス感染症の影響で区の財政等に影響が生じており、様々な事業にスケジュールの変更が発生しているため。

実施状況

令和2年度			令和3年度以降の
実績	取組内容	主管課評価	取組の方向性
①設置に向けて検討 ②-	「子どもの権利委員会」を全3回開催し、その中で「子どもの権利擁護センター(仮称)」も含めた「子どもの権利擁護制度」のあり方について検討した。	C	子どもの権利に関する施策検証の中で既存事業の課題を整理しながら、子どもの権利擁護のために既存事業の活用方法や連携方法を検討していく。

### 重点事業

事業名		事業目標	事業内容	
39	子どもの権利擁護委員相談事業	子どもの権利侵害の相談に応じ子どもの救済、権利回復を図ります。	子どもの権利侵害について相談に応じ、救済や回復のために支援をします。また、権利侵害に関わる調査・調整を行い、関係機関等と連携を図り、子どもの権利侵害を予防し、子どもの救済や回復に努めます。	
		目標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
担当課	子育て支援課	権利侵害に関わる活動件数	5件	10件

### 目標値(令和6年度)見直し

見直し後の目標値	見直しの理由
20件	中高生の権利侵害に関わる相談への関心が高まっているため。

### 実施状況

実績	令和2年度		令和3年度以降の取組の方向性
	取組内容	主管課評価	
15件	ジャンプでの巡回相談や個別相談を実施した。	B	引き続き、ジャンプでの巡回相談、必要に応じて個別相談を実施する。また、権利擁護センター(仮称)の設置検討においては、センター設置後の出張相談の在り方についてもあわせて検討していく。

### 【青少年問題協議会からの意見】

「《重点》子どもの虐待防止ネットワーク事業」は、区民ひろばや保育園の職員を対象とした出張講座の開催が、計画策定時の現状値(平成30年度)を大きく上回っており、児童虐待の発生予防・早期発見・重篤化防止に資する取組が着実に進展しているものと評価できます。

令和4年度中に児童相談所が設置されることを踏まえると、これまで以上に児童虐待の予防・防止に関するネットワークを重層的に整備していくことが求められます。行政のみならず、様々な主体と連携しながら、地域全体で子どもや子育て家庭を支える仕組みの強化が必要です。

「《重点》いじめ防止対策推進事業」では、計画策定時に想定していた取組に加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う臨時休校明けに「校内心のケア委員会」を全校に立ち上げ、アンケートに基づき教職員による児童・生徒との面談を実施しました。コロナ禍で不安定な状況に置かれた児童・生徒の心に寄り添い、日常から児童・生徒の変化をきめ細かく見ていくことは、子どもの権利侵害の防止及び相談・救済に大きく資する取組です。また、コロナ禍にかかわらず、いじめの防止、早期発見、対処には、「傷ついている」子どもの気持ちに添えるかどうかは鍵であることを踏まえ、以上のような時宜にかなう取組を継続しつつ、「いじめ防止対策推進法」の趣旨を踏まえた学校いじめ防止対策組織を今後どのように活性化していくか十分に活性化していくことが課題となります。

「《重点》「子どもの権利擁護センター（仮称）」の設置」と「《重点》子どもの権利擁護委員相談事業」は、子どもの相談・救済体制の整備に向け、一体として検討していくべき課題です。

「子どもの権利擁護委員」は、現在、子ども家庭支援センターに配置され、同センターに寄せられた相談への対応や子どもの権利担当へのスーパーバイズ等の活動を行うほか、委員自らが定期的に中高生センターへ赴き、中高生からの相談を直接受けるなど、他自治体にはない興味深い取組を行っています。しかしながら、「子どもの権利擁護委員」を設置した背景や同委員の設置を定めた「子どもの権利に関する条例」の趣旨を踏まえると、更なる体制整備が望まれます。

「子どもの権利擁護センター（仮称）」の設置による常設の相談体制の整備と強化は、子どもを「子どもの権利擁護委員」に繋ぎ、相談を通じて権利侵害から子どもを救済する意義があります。子どもの権利の救済及び回復のために助言や支援を行うほか、救済申立てや是正要請の仕組みを構築するなど、子どもの権利を守る取組を一層進めていく必要があります。

目標Ⅱ

## 子どもを安心して産み育てるための支援を推進する

### 【概要】

目標Ⅱでは、教育や福祉、保健、医療、更生保護などの関係機関が連携し、それぞれの専門性を活かしながら、子どもやその家族が抱える悩み・困難に向き合うことで、個々の発達段階に応じた、切れ目のない継続的かつきめ細やかな支援を行っています。また、全ての家庭が安心して子育てができるよう、子育て家庭への各種支援施策を推進しています。



#### 【計画の進捗を測る主な指標】

指標名	現状(平成30年度)	目指す方向性(令和6年度)
安心して子どもを産む環境づくりができていると思う保護者の割合	●就学前児童保護者 40.9%	↑
子育てが楽しいと感じることの方が多いと答えた保護者の割合	●就学前児童保護者 69.0%	↑

取組の方向性	○主な計画事業(●重点事業)
(1)子どもや家庭への医療・健康支援	●ゆりかご・としま事業 ○妊婦健康診査 ○産後ケア事業 ○育児支援ヘルパー事業 ●乳幼児健康診査 ○乳幼児健康相談 ○予防接種事業 ○子どもの医療費助成事業
(2)子育て家庭への支援	●東部・西部子ども家庭支援センター事業 ●地域区民ひろばにおける「子育てひろば」の運営・開設 ○子どもショートステイ事業 ○家庭訪問型子育て支援(ホームスタート)助成事業 ●家庭教育推進事業 ○母親教室、パパママ準備教室 ○親の子育て力向上支援事業

### 【事業区分別主管課評価の状況(目標Ⅱ)】

	A	B	C	D	計
重点事業	1	5	0	0	6
計画事業	0	36	1	1	38
全事業	1 (2.3%)	41 (93.2%)	1 (2.3%)	1 (2.3%)	44 (100%)

※ 再掲事業を含む。

※ 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても100にならない場合がある。

目標Ⅱは重点事業・計画事業あわせて44事業で構成されていますが、A及びBで95.5%を占めており、事業の多くが目標に資する取組ができたという評価となっています。全体の状況と比べても高い数値になっており、コロナ禍の中でも、着実に成果をあげています。一方、未実施となった事業も1事業あり、今後、事業目的に沿った取組が求められます。

☞「取組の方向性」ごとの実施状況や重点事業の実績等については、次ページ以降に記載

## (1) 子どもや家庭への医療・健康支援

「子どもや家庭への医療・健康支援」は、2つの具体的な取組、23事業（うち重点事業は2事業）で構成されています。

それぞれの事業の令和2年度における主管課評価は、評価B（目標に資する取組ができた）が21事業（91.3%）、評価C（目標に資する取組が不十分であった）が1事業（4.3%）、評価D（未実施）が1事業（4.3%）となっています。

具体的な取組	構成事業	担当課	主管課評価
妊娠期からの切れ目ない支援	《重点》ゆりかご・としま事業	健康推進課／ 長崎健康相談所／ 子育て支援課	B
	妊婦健康診査	健康推進課／ 長崎健康相談所	B
	妊産婦歯科健康診査事業	健康推進課	B
	妊産婦・乳幼児保健指導事業	健康推進課／ 長崎健康相談所	B
	産後ケア事業	健康推進課／ 長崎健康相談所	B
	育児支援ヘルパー事業	子育て支援課	B
	としま育児サポーター	健康推進課	B
	としま見る知るモバイル ※	健康推進課／ 長崎健康相談所	B
	ようこそ新米ママのひろば事業	健康推進課	C
	豊島区特定不妊治療費助成事業	健康推進課	B
	入院助産	子育て支援課	B
こんにちは赤ちゃん事業【再掲】	健康推進課／ 長崎健康相談所	B	
子どもの健康確保のための取組	《重点》乳幼児健康診査	健康推進課／ 長崎健康相談所	B
	乳幼児歯科衛生相談事業	健康推進課／ 長崎健康相談所	B
	新生児聴覚検査事業	健康推進課／ 長崎健康相談所	B
	乳幼児健康相談	健康推進課／ 長崎健康相談所	B
	予防接種事業	健康推進課	B
	先天性風しん症候群予防対策事業	健康推進課	B
	子どもの医療費助成事業	子育て支援課	B
	休日診療事業	地域保健課	B
	平日準夜間小児初期救急診療事業	地域保健課	B
	こどものぜん息水泳教室	地域保健課	D
子どものための禁煙外来治療費助成講座	地域保健課	B	

※ 令和3年度より「もっと見る知る」に事業名変更

【重点事業の実施状況等】

令和2年度における重点事業（2事業）の実施状況等は、以下のとおりです。

重点事業				
事業名	事業目標	事業内容		
④6 ゆりかご・としま事業	妊婦、乳幼児、保護者の心身の健康の保持、増進に努めるとともに、家庭の孤立化を防ぐなど、健全な育児環境の確保を図ります。	妊娠中から出産・子育てに関する様々な不安を軽減し、必要な支援を行うため、「ゆりかご面接（妊娠中の体や心、赤ちゃんを迎える準備等の相談）」と「おめでとう面接（初めての子育て、赤ちゃんとの接し方等の相談）」を実施するとともに、ゆりかご応援グッズや誕生祝い品を配付します。		
		目標	現状値（平成30年度）	目標値（令和6年度）
担当課	健康推進課 長崎健康相談所 子育て支援課	①ゆりかご面接実施率 ②おめでとう面接実施率	①58.8% ②72.6%	①70.0% ②80.0%
目標値（令和6年度）見直し				
見直し後の目標値		見直しの理由		
①68% ②74%		①長期計画との整合性を図ったため。 ②コロナ禍により令和元年度・令和2年度の面接率は減少しており、短期間での回復は難しい見込みのため。		
実施状況				
令和2年度			令和3年度以降の 取組の方向性	
実績	取組内容	主管課評価		
①84.8% ②66.9%	妊婦の「ゆりかご面接」、と産後の「おめでとう面接」を実施。「ゆりかご面接」においては、新型コロナウイルス感染症対策として、ゆりかご応援グッズにタクシー移動に利用できる金券1万円分を追加配付した。「おめでとう面接」面接においては、コロナ禍への対応として、電話での受付を可能とし、対応期間も概ね1歳3か月までに延長した。	B	「ゆりかご面接」と「おめでとう面接」を継続して実施し、切れ目のない支援の充実を図ります。	

**重点事業**

事業名		事業目標	事業内容	
⑤7 乳幼児健康診査		乳幼児の健康状況を把握し、保護者の育児不安軽減や適切な育児環境となるよう支援します。	3～4か月児、6～7か月児、9～10か月児、1歳6か月児、3歳児を対象に医師、歯科医師の診察及び保健相談、栄養相談、歯科相談を行い、健康診査の結果異常が認められる児に精密健康診査を実施しています。 ※3～4か月児及び3歳児については保健所において集団的な健診を実施しています。	
		目標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
担当課	健康推進課 長崎健康相談所	①乳児(3～4か月児)健診受診率 ②3歳児健診受診率	①93.5% ②92.2%	①97.0% ②93.0%

**目標値(令和6年度)見直し**

見直し後の目標値	見直しの理由
①— ②95.0%	①— ②持病によりかかりつけ医で実施する方、出国している方などがあるため、100%にはせず、95.0%に修正

**実施状況**

令和2年度			令和3年度以降の
実績	取組内容	主管課評価	取組の方向性
①87.5% ②94.3%	新型コロナウイルス感染症対策のため保健所での集団健診を中止・延期したことに伴い、3～4か月児健診については区内契約医療機関での個別健診を5月から9月まで実施、3歳児健診については6月7月の集団健診の回数を追加した。	B	引き続き、乳幼児の健康な育ちを支える各種事業を推進する。

**【青少年問題協議会からの意見】**

「《重点》ゆりかご・としま事業」は、「ゆりかご面接（妊娠中の体や心、赤ちゃんを迎える準備等の相談）の実施率が、計画策定時の現状値（平成30年度）を大きく上回っており、妊娠・出産期からの切れ目のない、きめ細やかな支援の出発点となる事業として成果を上げているものと評価できます。

「《重点》乳幼児健康診査」は、乳児（3～4か月）健診の受診率が計画策定時の現状値（平成30年度）を下回っています。乳幼児健診は、母子保健法上の重要な事業に位置づけられますので、下回っている要因を分析し、これまで以上に妊娠期からの総合的相談を含めた支援に取り組んでいく必要があります。一方、3歳児健診の受診率は逆に計画策定時の現状値（平成30年度）を上回っていますので、これを維持・向上しながら、引き続き保護者の育児不安の軽減に努めていく必要があります。

子どもを安心して産み育てるための支援を推進していくことは、子育てに対する不安感や孤立感を解消するだけでなく、子どもの生命、成長、発達の権利を保障する基本的施策であり、子どもへの虐待の防止や早期発見にも繋がります。コロナ禍の今だからこそ、関係機関が連携して情報の共有を図り、妊娠期からの総合的相談や支援に取り組んでいく必要があります。

## (2) 子育て家庭への支援

「子育て家庭への支援」は、3つの具体的な取組、21事業（うち重点事業は4事業）で構成されています。

それぞれの事業の令和2年度における主管課評価は、評価A（目標に大きく資する取組ができた）が1事業（4.8%）、評価B（目標に資する取組ができた）が20事業（95.2%）となっています。

具体的な取組	構成事業	担当課	主管課評価
子育て支援サービスの充実	《重点》東部・西部子ども家庭支援センター事業	子育て支援課	B
	《重点》地域区民ひろばにおける「子育てひろば」の運営・開設	地域区民ひろば課	B
	子どもショートステイ事業	子育て支援課	B
	ファミリー・サポート・センター事業	子育て支援課	B
	子育て支援総合相談事業	子育て支援課	B
	子育てひろば事業補助	保育課	B
	マイほいくえん事業	保育課	B
	家庭訪問型子育て支援（ホームスタート）助成事業【再掲】	子育て支援課	B
	育児支援ヘルパー事業【再掲】	子育て支援課	B
家庭教育支援	《重点》家庭教育推進事業	庶務課／ 学習・スポーツ課	B
	母親学級、パパママ準備教室	健康推進課／ 長崎健康相談所	B
	母乳教室事業	健康推進課／ 長崎健康相談所	B
	母親の子育て講座の開催	子育て支援課	B
	父親の子育て講座の開催	子育て支援課	B
	親の子育て力向上支援事業	子育て支援課	B
	保護者向け就学前教育に関する啓発	保育課／学務課／ 指導課 ※	B
相談支援	《重点》東部・西部子ども家庭支援センター事業【再掲】	子育て支援課	A
	乳幼児健全育成相談事業	保育課	B
	子育て訪問相談事業【再掲】	子育て支援課	B
	子育て支援総合相談事業【再掲】	子育て支援課	B
	マイほいくえん事業【再掲】	保育課	B

※ 令和3年度より「保育課／庶務課／指導課」に担当課変更

【重点事業の実施状況等】

令和2年度における重点事業（4事業）の実施状況等は、以下のとおりです。

重点事業				
事業名		事業目標	事業内容	
⑥8	東部・西部子ども家庭支援センター事業	親子で楽しく遊び過ごせる居場所を提供し、安心して子育てができるようにします。	育児不安や子育てに悩む親や、子ども自身からの相談を受け、関係機関と連携して問題の解決を図ります。乳幼児とその親が遊びながら1日過ごせる場所を提供するとともに、子育て・子育てを地域で支え合う活動や仲間づくりを支援します。	
		目標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
担当課	子育て支援課	①センター来館者 ②センター新規登録世帯数	①41,456人 ②1,630世帯	①45,000人 ②2,000世帯

実施状況				
令和2年度			令和3年度以降の	
実績	取組内容	主管課評価	取組の方向性	
①23,992人 ②771世帯	コロナ禍で低い達成率にとどまったものの、開館の日程、利用可能な事業について、随時ホームページやSNSで発信した。コロナ禍での感染防止対策、密を避けた定員設定も併せて周知し、安心して利用できるようにした。	B	引き続きセンター事業の周知を推進し、利用につなげる。	

重点事業				
事業名		事業目標	事業内容	
⑥9	地域区民ひろばにおける「子育てひろば」の運営・開設	地域における子育て世代の交流の場を提供します。	地域の乳幼児の遊びの場及び保護者の相互交流の場を小学校区単位に開設しています。また、保護者からの育児相談に応じ、必要な情報の提供を行うなど地域の子育てを支援しています。	
		目標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
担当課	地域区民ひろば課	延べ利用者数	219,611人	222,500人

実施状況				
令和2年度			令和3年度以降の	
実績	取組内容	主管課評価	取組の方向性	
94,774人	コロナ禍で区民ひろばの運営や事業実施に支障が生じたものの、各区民ひろばで館内・共有物の消毒など安全性を考慮して、子育て世代向けの事業を実施した。また、より多くの方が事業に参加できるよう事業実施回数を増やした。ミニキッズサーフなど関係部署と連携して子どもの安全に関する情報発信を行った。	B	引き続き、安全性を考慮し、地域の乳幼児の遊びの場及び保護者の相互交流の場を提供していく。また、子育て世代に向けた情報発信も行っていく。	

重点事業

事業名		事業目標	事業内容	
75	家庭教育推進事業	家庭教育の重要性を啓発します。	以下の取組を通じ、子どもの発達段階に応じた学習機会の充実や情報提供を行います。 ①【家庭教育推進員】区立小学校PTA会長から推薦を受けた家庭教育推進員が1年間活動し、2月に学習発表会を開催します。 ②【家庭教育学級】キャリア教育や居場所としての家庭について学ぶ講座を開催します。 ③【家庭教育講座】区立小中学校PTA及び区立幼稚園職員と園児の保護者が企画運営する講座を支援します。	
			現状値(令和元年度)	目標値(令和6年度)
担当課	庶務課 学習・スポーツ課	①【家庭教育推進員】参加者に事業開始前と終了後でアンケートをとり、「家庭教育に主体的に働きかけたい」と思う人の増加率 ②【家庭教育学級】延べ参加者数 ③【家庭教育講座】実施校数	①18%上昇 ②280名 ③18校で講座実施	① 毎年度、18%上昇 ②300名 ③ 20校で講座実施 (1校でも多い講座実施を目指す。)

実施状況

令和2年度			令和3年度以降の
実績	取組内容	主管課評価	取組の方向性
①53%上昇 ②13名 ③1講座	新型コロナウイルス感染症対策のため、実施件数は減少したが、オンラインでの講座等を実施し、コロナ禍であっても、家庭教育の重要性の啓発に努めた。	B	①オンラインで実施する。 ②オンライン講座への参加のハードルを下げ、オンライン講座の受講の方法についての講座をはじめ、コロナ禍でも学びの機会を止めない工夫を行い、実施していく。 ③オンライン開催などコロナ禍での開催方法を検討し、講座実施を支援する。

重点事業

事業名		事業目標	事業内容	
68	東部・西部子ども家庭支援センター事業【再掲】	子どもと家庭に関するあらゆる悩みに総合的に対応し、育児不安や子育ての悩みの軽減を図ります。	育児不安や子育てに悩む親や、子ども自身からの相談を受け、関係機関と連携して問題の解決を図ります。乳幼児とその親が遊びながら1日過ごせる場所を提供するとともに、子育て・子育てを地域で支え合う活動や仲間づくりを支援します。	
			現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
担当課	子育て支援課	相談件数	11,996件	13,000件

実施状況

令和2年度			令和3年度以降の
実績	取組内容	主管課評価	取組の方向性
11,363件	コロナ禍で、電話・メール相談が前年度より362件増加。	A	些細なことでも気軽に相談できるよう、引き続き情報発信をし、相談先としての周知に努める。

#### 【青少年問題協議会からの意見】

「《重点》東部・西部子ども家庭支援センター事業」と「《重点》地域区民ひろばにおける「子育てひろば」の運営・開設」は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、いずれも計画策定時の現状値（平成 30 年度）を下回る実績となりましたが、「東部・西部子ども家庭センター」における相談事業では、電話・メールによる相談が令和元年度実績を大きく上回るなど、コロナ禍においても一定の成果が得られています。

「《重点》家庭教育推進事業」は、主に小・中・高生を養育する保護者を対象に家庭の教育力の向上に資する取組を展開していますが、本事業においても新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、実施件数は減少しました。しかしながら、オンラインでの講座開催など、コロナ禍であっても家庭教育の重要性の啓発に努めた結果、家庭教育推進員に対するアンケートでは「家庭教育に主体的に働きかけたい」と思う人の増加率が大幅に高まるなど、保護者の子育て力の向上に寄与しています。

いずれの事業においても、コロナ禍での運営には様々な工夫と配慮が必要ですが、全ての家庭が安心して子育てできるよう、子育て家庭への各種支援施策をより一層推進していく必要があります。

目標Ⅲ

# 子ども・若者に関わる施設において、充実した環境を整備する

## 【概要】

目標Ⅲでは、区民のニーズを的確に捉えながら幼児教育・保育の量的・質的充実を図るとともに、幼稚園、保育園及び小学校の連携を促進しています。子どもに関わる施設においては、子どもの権利保障の取組を推進し、子どもの主体性を尊重した環境を整備します。また、子ども・若者への支援のみならず、子ども・若者支援に関わる方への支援を推進します。

### 【計画の進捗を測る主な指標】

指標名	現状 (平成30年度)	目指す方向性 (令和6年度)
保育所待機児童数	16人 (平成31年4月)	待機児童ゼロを達成・維持
保育施設や幼稚園での保育・教育が充実していると思う保護者の割合	●就学前児童保護者 52.7%	↑
学校で自分の意見を「言えていない」と回答した子どもの割合	●小学生 11.8% ●中学生 11.3%	↓
職場や地域で子どもの権利について学ぶ機会がないと答えた割合	●区施設職員 36.4% ●地域団体等 67.9%	↓



<IKEBUS から手を振る子どもたち>

取組の方向性	○主な計画事業 (●重点事業)
(1) 幼児期から学童期の教育・保育サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●私立保育所施設整備助成 ○通常保育事業 ○区立保育園の民営化 ○家庭的保育事業</li> <li>○小規模保育事業 ○事業所内保育事業 ○居宅訪問型保育事業 ○延長保育事業</li> <li>○一時保育事業 ○病児・病後児保育事業 ○学童クラブ事業 ○認定こども園の整備検討</li> <li>○区立幼稚園預かり保育の実施 ○私立幼稚園一時預かり事業の推進</li> <li>●子ども研修 ○区内保育施設イケア活用事業 ○保育の質ガイドライン関係事業</li> <li>○保幼小連携推進プログラムの作成 ○保幼小連絡会(仮称)の設置</li> </ul>
(2) 子どもの主体性を尊重した学校環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学校における「子どもの権利」に関する学習機会の確保 ●子どもの主体的活動への支援の推進</li> <li>○小中高等学校へのアーティスト派遣プログラム ○次世代文化の担い手育成事業</li> </ul>
(3) 子ども・若者支援に関わる人への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「子どもの権利」に関する研修・講座の実施 ○保育の質向上のための研修委託事業</li> <li>●教員の働き方改革推進事業 ○外国籍児童・生徒等に対する通訳サービス・通訳派遣の充実</li> </ul>

## 【事業区分別主管課評価の状況 (目標Ⅲ)】

	A	B	C	D	計
重点事業	2	2	2	0	6
計画事業	6	38	0	1	45
全事業	8 (15.7%)	40 (78.4%)	2 (3.9%)	1 (2.0%)	51 (100%)

※ 再掲事業を含む。

※ 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても100にならない場合がある。

目標Ⅲは重点事業・計画事業あわせて51事業で構成されていますが、A及びBで94.1%を占めており、事業の多くが目標に資する取組ができたという評価となっています。全体の状況と比べても高い数値であり、6つの目標の中では一番成果をあげた目標と言えます。

㊦「取組の方向性」ごとの実施状況や重点事業の実績等については、次ページ以降に記載

## (1) 幼児期から学童期の教育・保育サービスの充実

「幼児期から学童期の教育・保育サービスの充実」は、3つの具体的な取組、37事業（うち重点事業は2事業）で構成されています。

それぞれの事業の令和2年度における主管課評価は、評価A（目標に大きく資する取組ができた）が4事業（10.8%）、評価B（目標に資する取組ができた）が33事業（89.2%）となっています。

具体的な取組	構成事業	担当課	主管課評価
教育・保育施設及び多様な保育サービスの充実	《重点》私立保育所施設整備助成	保育課	A
	通常保育事業	保育課	B
	区立保育園の民営化	保育課	B
	家庭的保育事業	保育課	B
	小規模保育事業	保育課	B
	事業所内保育事業	保育課	B
	居宅訪問型保育事業	保育課	B
	臨時保育事業	保育課	B
	認証保育所運営費等補助事業	保育課	B
	延長保育事業	保育課	B
	一時保育事業	子育て支援課／保育課	B
	病児・病後児保育事業	保育課	B
	小学生の病児保育助成事業	子育て支援課	B
	訪問型病児保育補助事業	保育課	B
	休日保育事業	保育課	B
	短期特例保育	保育課	B
	認証保育所保育料負担軽減補助事業	保育課	B
	保育コンシェルジュの配置	保育課	B
	学童クラブ事業	放課後対策課	A
	認定こども園の整備検討	保育課／庶務課 ※1	B
区立幼稚園預かり保育の実施	学務課 ※2	A	
私立幼稚園一時預かり事業の推進	保育課	B	
私立幼稚園等園児保護者援助事業(入園時補助を含む)	保育課	B	

※1 令和2年度より「保育課／学務課」から担当課変更

※2 令和3年度より「庶務課」に担当課変更

具体的な取組	構成事業	担当課	主管課評価
幼児教育・保育の質の向上	《重点》子ども研修	子ども若者課	B
	保育の質向上事業【再掲】	保育課	B
	区内保育施設イケアバス活用事業	保育課	A
	保育指導事業	保育課	B
	保育の質ガイドライン関係事業	保育課	B
	保育の質向上のための研修委託事業	保育課	B
	私立幼稚園教育環境整備事業	保育課	B
	区立幼稚園児幼児期道徳性育成事業	指導課	B
	保育施設間の連携協力事業	保育課	B
	地域型保育施設への連携協力事業	保育課	B
	保育施設の園外活動支援	保育課	B
	保育施設の運営充実助成	保育課	B
幼稚園・保育所と小学校の連携	保幼小連携推進プログラムの作成	保育課／学務課／指導課 ※3	B
	保幼小連絡会（仮称）の設置	学務課 ※4	B

※3 令和3年度より「保育課／学務課／指導課」に担当課変更

※4 令和3年度より「学務課」に担当課変更

### 【重点事業の実施状況等】

令和2年度における重点事業（2事業）の実施状況等は、以下のとおりです。

重点事業			
事業名	事業目標	事業内容	
⑧3 私立保育所施設整備助成	待機児童ゼロを達成し、維持します。	老朽化した私立保育所の施設改修等に補助金を交付します。また、多数の待機児童の発生が見込まれる地域における認可保育所の設置への助成も行います。	
	目標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
担当課	保育課	私立保育園の受入定員	4,629人
			6,852人
目標値(令和6年度)の見直し			
見直し後の目標値		見直しの理由	
6,192人		令和3年4月から令和5年4月開設までを毎年6園整備としていたが、整備計画を見直し、それぞれ、2園、3園、2園と見直したことによる受入定員数の減。	
実施状況			
令和2年度			令和3年度以降の
実績	取組内容	主管課評価	取組の方向性
4,829人	地域における保育需要を慎重に検討し、私立認可保育所を5園の新規開設した結果、待機児童ゼロを達成した	A	一部の地域においては保育需要を満たしつつあるが、乳幼児人口が減少傾向となる中で、地域における保育需要を見極めながら、真に必要な地域に保育施設を整備していく。

### 重点事業

事業名		事業目標	事業内容	
⑩⑥ 子ども研修		保育の質の担保、質の向上を図り、安心安全なサービス提供を実現します。	子ども福祉に携わる職員を対象に、質の高い福祉サービスを展開するために、保育や学童指導等の専門的な知識や技術を身につけ、実践力を高めるための幅広い研修を実施します。	
		目標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
担当課	子ども若者課	延べ受講者数	1,678人	1,800人

### 実施状況

令和2年度			令和3年度以降の
実績	取組内容	主管課評価	取組の方向性
1,050人	34講座 延受講者数 1,050人 (この他、普通救命講習 7回、延111人実施) コロナ禍の中、原則各施設1名で実施、受講できない希望者には資料を配布し自己学習を促した。	B	ソーシャルディスタンス確保のため、引き続き広い会場の確保に努めるとともに、会場規模に見合った定員で実施する。参加できない希望者には、研修資料を配布する。

### 【青少年問題協議会からの意見】

「《重点》私立保育所施設整備助成」では、私立認可保育所を新たに5園開設した結果、昨年度に引き続き待機児童ゼロを達成しました。このことは、「子どもを共に育むまち」の実現に向けて「子ども・子育て支援の充実」を掲げる本区にとって、非常に大きな成果となりました。

令和3年度以降も引き続き、地域ごとの保育ニーズを見極め、必要な地域に的確に保育施設を整備するとともに、いわゆる「隠れ待機児童」にも注視しながら、待機児童ゼロを維持できるよう期待します。

「《重点》子ども研修」では、コロナ禍により研修の延べ受講者数が計画策定時の現状値（平成30年度）を下回りましたが、受講できない希望者には資料を配付して自己学習を促すなど、福祉サービスの質的向上に向けて、様々な工夫が見られました。また、研修の内容は多岐にわたっており、ロールプレイを含めた専門的・実践的な内容になっています。

令和3年度以降も「子どもの権利に関する条例」や「豊島区保育の質ガイドライン」等に沿った研修内容を取り入れていくとともに、コロナ禍でも実施できる子どもとの関わり方や各施設からのニーズを組み入れた研修計画を策定するなど、福祉サービスの質をより一層高めていく必要があります。

## (2) 子どもの主体性を尊重した学校環境の整備

「子どもの主体性を尊重した学校環境の整備」は、3つの具体的な取組、8事業（うち重点事業は2事業）で構成されています。

それぞれの事業の令和2年度における主管課評価は、評価A（目標に大きく資する取組ができた）が3事業（37.5%）、評価B（目標に資する取組ができた）が3事業（37.5%）、評価C（目標に資する取組が不十分であった）が1事業（12.5%）、評価D（未実施）が1事業（12.5%）となっています。

具体的な取組	構成事業	担当課	主管課評価
子どもの権利に関する学びの支援	《重点》学校における「子どもの権利」に関する学習機会の確保【再掲】	子ども若者課／指導課	C
	人権課題に対する教育の充実	指導課	A
	道徳教育の充実	指導課	A
意見表明と参加の促進	《重点》子どもの主体的活動への支援の推進	指導課	A
学校における体験機会の提供	小中高等学校へのアーティスト派遣プログラム	文化デザイン課	D
	伝統・文化の継承	指導課	B
	次世代文化の担い手育成事業	指導課	B
	オリンピック・パラリンピック教育の推進	指導課	B

### 【重点事業の実施状況等】

令和2年度における重点事業（2事業）の実施状況等は、以下のとおりです。

重点事業				
事業名	事業目標	事業内容		
<b>新規</b> ④ 学校における「子どもの権利」に関する学習機会の確保【再掲】	学校での子どもの権利の学習機会を確保します。	「子どもの権利に関する条例」について、学校での活用事例集を作成し、学校での活用を推進します。また、講師派遣や民間団体等の学習プログラムなどの子どもの権利を学ぶメニューを作成し、モデル校で順次実施し、子どもの権利の普及啓発を推進します。		
	目標	現状値(令和元年度)	目標値(令和6年度)	
担当課	子ども若者課 指導課	実施校数	実施に向けて検討中	毎年度小学校2校、中学校1校で、継続実施
実施状況				
令和2年度			令和3年度以降の	
実績	取組内容	主管課評価		取組の方向性
0校	教育委員会と連携の上、実施に向けて検討を行った。	C		講師派遣や民間団体等の学習プログラムなどの子どもの権利を学ぶメニューを作成し、モデル校で順次実施する。

重点事業				
事業名		事業目標	事業内容	
⑫1	子どもの主体的活動への支援の推進	子どもが自らの意見を発信し、主体的な活動することを目指します。	学校における児童会・生徒会・委員会・部活動等、子どもの主体的な活動を支援し、子どもの意見等が学校運営に反映されるよう支援します。	
		目標	現状値(令和元年度)	目標値(令和6年度)
担当課	指導課	活動の周知、充実	各学校で子どもの主体的な活動に取り組んでいる。	各学校における児童会・生徒会・委員会・部活動等における子どもの意見を反映した好事例を周知し、充実させる。

実施状況			令和3年度以降の取組の方向性
令和2年度			
実績	取組内容	主管課評価	
ISSの取組…区内小中学校8校 人権尊重教育推進校発表…中学校1校 SNS学校ルール…中学校8校	ISS活動における安心安全な学校づくりに向けた児童生徒の自主的な取組を行った。 人権尊重教育推進校において、相互理解の取組を行った。 各中学校でSNS学校ルールを自主的に見直した。	A	引き続き、学校の日常的な活動を通して、子どもたちの自主的な取組を推進する。

### 【青少年問題協議会からの意見】

「《重点》学校における「子どもの権利」に関する学習機会の確保」は、コロナ禍もあり、令和2年度は未実施となりましたが、教育委員会と連携のもと、今後の実施に向けた検討を行いました。子ども自身が自分の持つ権利を理解し、お互いにその権利を尊重できるようにするためにも、本事業はとても重要な取組です。

9ページでも触れたとおり、豊島区では「子どもの権利に関する条例」の認知度が極端に低い状況となっています。条例を周知することは、子ども自身が子どもの権利を知る機会、さらに権利侵害を受けたときの認知にも繋がることから、今後も子どもの権利の推進に向け、特に学校教育と連携して条例の更なる普及啓発に努めていく必要があります。

「《重点》子どもの主体的活動への支援の推進」は、インターナショナルセーフスクール活動における児童・生徒の自主的な取組や、各中学校にてSNS学校ルールを自主的に見直すなど、学校における子どもの意見表明や参加の促進に大きく寄与しました。

令和3年度以降も引き続き、子どもの権利を踏まえた上で、学校生活の中で子どもの主体的な活動を支援し、学校における子どもの意見表明をより一層促進していくことを期待します。

### (3) 子ども・若者支援に関わる人への支援

「子ども・若者支援に関わる人への支援」は、2つの具体的な取組、6事業（うち重点事業は2事業）で構成されています。

それぞれの事業の令和2年度における主管課評価は、評価A（目標に大きく資する取組ができた）が1事業（16.7%）、評価B（目標に資する取組ができた）が4事業（66.7%）、評価C（目標に資する取組が不十分であった）が1事業（16.7%）となっています。

具体的な取組	構成事業	担当課	主管課評価
子ども・若者支援に関わる人への支援	《重点》「子どもの権利」に関する研修・講座の実施【再掲】	子ども若者課／指導課	C
	子ども研修【再掲】	子ども若者課	B
	保育の質向上のための研修委託事業	保育課	B
子ども・若者支援に関わる人のための環境整備	《重点》教員の働き方改革推進事業	指導課	B
	外国籍児童・生徒等に対する通訳サービス・通訳派遣の充実	学務課	A
	スクールソーシャルワーカー活用事業【再掲】	教育センター	B

#### 【重点事業の実施状況等】

令和2年度における重点事業（2事業）の実施状況等は、以下のとおりです。

重点事業				
事業名	事業目標	事業内容		
③ 「子どもの権利」に関する研修・講座の実施【再掲】	子どもに関わる施設や地域で子どもに関わるおとなが子どもの権利を学ぶ機会を確保します。	学校教諭や保育士等、子ども施設の職員に対して、子どもの権利に関する研修や、地域のおとなに対する出前講座や講演会を実施します。		
		目標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
担当課	子ども若者課 指導課	①職員研修実施回数 ②出前講座実施回数 ③講演会実施回数	①2回 ②3回 ③1回	①5回 ②10回 ③2回
実施状況				
	令和2年度		令和3年度以降の取組の方向性	
実績	取組内容	主管課評価		
①1回 ②0回 ③0回	職員研修は小規模で開催、その他は新型コロナウイルスにより、一堂に人数を集めることを避けるため、実施せず。	C	令和3年度以降は新型コロナウイルス感染症対策を考慮し、オンラインでの開催を視野に入れた上で、まずは策定時の水準に戻し、状況を勘案して、令和6年度の目標値を目指す。	

重点事業

事業名		事業目標	事業内容		
126 教員の働き方改革推進事業		学校の教員が働きやすい環境を整備し、教員の負担軽減を図ります。	「豊島区学校における働き方改革推進プラン」に基づく以下の取組を推進します。 ①【区立学校法律相談事業】 学校で起こるいじめや保護者とのトラブル等について法的アドバイスを受けることや、管理職とともに保護者等と対面相談をするために弁護士を学校に派遣します。 ②【スクール・サポート・スタッフ配置事業】 スクール・サポート・スタッフとして臨時職員を雇用し、教員の補助業務を行います。また、区独自で交通費を支給し、適切な人員確保に努めます。 ③【部活動における指導員・外部指導員の活用促進】 地域の大学やスポーツ団体等と連携し、部活動における指導員制度の導入・外部指導員のさらなる活用促進を図っていきます。		
			目標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
担当課	指導課	①区立学校法律相談事業 ②スクール・サポート・スタッフ配置事業 ③部活動における指導員・外部指導員の活用促進	①事業の導入を検討 ②区立小中学校16校に配置 ③部活動指導員の導入を検討	①豊島区教育委員会専属のスクールロイヤーを配置、校園長を対象にした研修を年1回以上実施 ②全区立小中学校30校に配置 ③全区立中学校8校に配置	

実施状況

令和2年度			令和3年度以降の
実績	取組内容	主管課評価	取組の方向性
①研修 3回、相談 21日、巡回 12校 ②30校 ③2校	①学校問題に明るい弁護士を活用し、トラブルへのアドバイス、面談同席、教員研修を実施した。 ②全小・中学校にスクール・サポート・スタッフを配置した。 ③新規事業として部活動指導員を採用し、区内中学校2校に配置した。	B	①スクール・ロイヤーに依頼する案件の基準を設け、学校法律相談事業の充実・改善を図る。 ②引き続き全小・中学校にスクール・サポート・スタッフを配置する。 ③部活動指導員の活用を図りながら、地域による部活動指導の実現へ向け事業の検証・計画策定を行う。

【青少年問題協議会からの意見】

「《重点》「子どもの権利」に関する研修・講座の実施」は、9ページでも触れたとおり、コロナ禍により、教員に対する職員研修を1回開催したのみにとどまり、区民を対象とした出前講座や講演会については残念ながら未実施となりました。

「子どもの権利に関する条例」では、「子どもの権利を実現していくためには、まずおとな自身が権利というものに関心を持つことが必要」としています。そのため、おとなが「子どもの権利」を学ぶ機会をしっかりと確保し、意識啓発をしていくことが、とても重要となります。

コロナ禍での困難な状況がある程度続くことを想定し、コロナ禍においても子どもの権利を尊重していくことの大切さを踏まえて、子どもに関わるおとなを支援する仕組みづくりや支援者の質の向上を図る必要があります。

「《重点》教員の働き方改革推進事業」では、スクール・サポート・スタッフを全小中学校に配置したほか、スクール・ロイヤーによる研修を実施するなど、教員が安心して働き、活動するための環境が確実に整備されつつあります。また、4月からは学校教職員出退勤システムの本格運用を開始し、在校時間を管理することで、教職員の意識改革も進みました。

教職員の働く環境が子どもの権利保障につながることを踏まえて、令和3年度以降も、「豊島区学校における働き方改革推進プラン」に基づく取組をより一層推進し、教員の負担軽減を図り、働きやすい環境を整備していくことを期待します。

目標  
IV

## 若者の自立と社会参加を支援する

### 【概要】

目標IVでは、若者に対して、個々の状況に応じて支援を行うことで、日常生活での自立、経済的自立、社会的自立を促進するとともに、若者が社会の一員として能動的に社会参加できるよう、若者の居場所・活動の場の充実や社会参加の推進に取り組んでいます。また、支援が必要な若者について、40歳以降も支援が途切れることがないように、福祉部門と連携して継続的な支援に取り組んでいます。



#### 【計画の進捗を測る主な指標】

指標名	現状 (平成30年度)	目指す方向性 (令和6年度)
自分のことが「好き」と回答した若者の割合 (好き+だいたい好き)	66.5%	↑
地域活動に参加していると回答した若者の割合	6%	↑

取組の方向性	○主な計画事業 (●重点事業)
(1)若者の自立支援	○中高生センタージャンプにおける子ども・若者の生活力向上のための取組 ○若者向け (40歳未満) 健診事業 ○自殺・うつ病の予防対策 ○青少年自殺予防対策事業 ○DV・デートDV防止のための周知啓発事業 ●就労準備・社会参加支援事業 (困難を抱える若者に対する進路選択支援プログラム) ○子ども・若者支援事業 ○インターンシップの受入 ○自立相談支援事業 (くらし・しごと相談支援センター)
(2)若者の参加支援	●中高生センタージャンプの若者支援 ○としまコミュニティ大学 ○としまscope ○としまぐらし会議プロジェクト ○選挙普及啓発事業 ○地域防災力向上事業

### 【事業区分別主管課評価の状況 (目標IV)】

	A	B	C	D	計
重点事業	1	1	0	0	2
計画事業	2	17	3	5	27
全事業	3 (10.3%)	18 (62.1%)	3 (10.3%)	5 (17.2%)	29 (100%)

※ 再掲事業を含む。

※ 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても100にならない場合がある。

目標IVは重点事業・計画事業あわせて29事業で構成されていますが、A及びBの割合は72.4%であり、目標に資する取組ができた事業はおよそ7割にとどまっています。未実施となった事業も5事業あり、コロナ禍による影響を最も大きく受けた目標と言えます。

☞「取組の方向性」ごとの実施状況や重点事業の実績等については、次ページ以降に記載

## (1) 若者の自立支援

「若者の自立支援」は、2つの具体的な取組、19事業（うち重点事業は1事業）で構成されています。

それぞれの事業の令和2年度における主管課評価は、評価A（目標に大きく資する取組ができた）が2事業（10.5%）、評価B（目標に資する取組ができた）が13事業（68.4%）、評価C（目標に資する取組が不十分であった）が1事業（5.3%）、評価D（未実施）が3事業（15.8%）となっています。

具体的な取組	構成事業	担当課	主管課評価
日常生活への支援	中高生センタージャンプにおける子ども・若者の生活力向上のための取組	子ども若者課	B
	鬼子母神 plus	地域保健課／健康推進課	B
	若年者向け（40歳未満）健診事業	健康推進課	B
	AIDS 知ろう館	健康推進課	B
	エイズ予防教育	健康推進課	D
	子宮頸がん検診	地域保健課	B
	自殺・うつ病の予防対策	健康推進課	B
	青少年自殺予防対策事業	子ども若者課	B
	子ども・若者への消費者教育推進事業	生活産業課	B
	DV・デートDV防止のための周知啓発事業	男女平等推進センター	B
経済的自立への支援	《重点》就労準備・社会参加支援事業（困難を抱える若者に対する進路選択支援プログラム）	福祉総務課	A
	若者自立支援事業	子ども若者課	C
	子ども・若者支援事業	生活福祉課／西部生活福祉課	B
	就業支援事業	生活産業課	D
	インターンシップの受入	人事課	D
	自立相談支援事業（くらし・しごと相談支援センター）	福祉総務課	B
	就労準備・社会参加支援事業	福祉総務課	B
	就労支援専門員支援事業	生活福祉課／西部生活福祉課	A
就労意欲喚起事業	生活福祉課／西部生活福祉課	B	

【重点事業の実施状況等】

令和2年度における重点事業（1事業）の実施状況等は、以下のとおりです。

重点事業			
事業名	事業目標	事業内容	
⑬⑧ 就労準備・社会参加支援事業（困難を抱える若者に対する進路選択支援プログラム）	若者の自分の将来を能動的に考えることができる環境作りを図るとともに、進路を“就職”とした者に対し、正規職の決定を促進します。	定時制・通信制高校在籍者、高校中退者、若年無業者に対する将来の進路に対する助言、就労支援、就職活動技術支援、居場所づくり等を行います。	
	目標	現状値（平成30年度）	目標値（令和6年度）
担当課	福祉総務課	参加者数	73人
			100人
実施状況			
令和2年度			令和3年度以降の
実績	取組内容	主管課評価	取組の方向性
74人	新型コロナウイルス感染症まん延の影響を受けながらも、リモートや同意を得たアウトリーチなど様々な工夫をこらして、困難を抱えた若者への支援を実施した。	A	リモートによる合同セミナーやビデオトークなどを駆使しながら、進路決定をサポートする事業を展開する。

【青少年問題協議会からの意見】

「《重点》就労準備・社会参加支援事業（困難を抱える若者に対する進路選択プログラム）」では、引きこもり・ニート（若年無業者）・就労ブランクが長かった方・高校中退者等に対し、就労基礎能力を養うための体験就労・個別セミナー・社会参加・面談等を駆使しオーダーメイドの支援プランを実施しました。新型コロナウイルス感染症の影響を受けつつも、リモートや同意を得たアウトリーチなどにより、計画策定時の現状値（平成30年度）の参加者数を上回る実績をあげることができ、かつ、8割近い参加者が就職に結びついたことは、若者の自立支援に大きく資する取組であったと評価できます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、困難を抱えた若者への支援は今後ますます重要になっていくことから、令和3年度以降も引き続き本事業を積極的に推進していく必要があります。

## (2) 若者の参加支援

「若者の参加支援」は、2つの具体的な取組、10事業（うち重点事業は1事業）で構成されています。

それぞれの事業の令和2年度における主管課評価は、評価A（目標に大きく資する取組ができた）が1事業（10.0%）、評価B（目標に資する取組ができた）が5事業（50.0%）、評価C（目標に資する取組が不十分であった）が2事業（20.0%）、評価D（未実施）が2事業（20.0%）となっています。

具体的な取組	構成事業	担当課	主管課評価
居場所・活動の場の充実	《重点》中高生センタージャンプの若者支援	子ども若者課	B
	若者支援事業	学習・スポーツ課	C
	としまコミュニティ大学	学習・スポーツ課	B
	区立図書館におけるYA向けの取組	図書館課	D
	としま scope ※	企画課	A
	就労準備・社会参加支援事業（困難を抱える若者に対する進路選択支援プログラム）【再掲】	福祉総務課	B
社会参加の推進	としまぐらし会議プロジェクト	企画課	B
	選挙普及啓発事業	選挙管理委員会事務局	B
	地域防災力向上事業	防災危機管理課	D
	若者支援事業【再掲】	学習・スポーツ課	C

※ 令和3年度より「「わたしらしく、暮らせるまち。」推進事業」に事業名変更

【重点事業の実施状況等】

令和2年度における重点事業（1事業）の実施状況等は、以下のとおりです。

重点事業			
事業名	事業目標	事業内容	
①47 中高生センタージャンプの若者支援	18歳以上の困難を有する若者を支援します。	中高生センターにおいて、高校を卒業したOB・OG世代への進路の変更や転職・就職に関する相談や、若者の社会貢献活動への支援を実施します。また、中高生の利用者が少ない時間帯に施設の一部に若者の居場所をつくります。	
	目標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
担当課	子ども若者課	①登録者数 ②延べ利用者数 ③相談件数	①82人 ②1,095人 ③100件
			①100人 ②1,200人 ③120件
目標値(令和6年度)見直し			
見直し後の目標値		見直しの理由	
①70人 ②1000人 ③200件		ジャンプ東池袋大規模改修(R4年9月～R6年1月)が実施されるため、①②は下方修正。一方、相談実績の増加に伴い、③は上方修正。	
実施状況			
令和2年度			令和3年度以降の
実績	取組内容	主管課評価	取組の方向性
①73人 ②779人 ③266件	コロナ禍で延べ利用者数は伸び悩んだが、高校を卒業した世代が、ボランティアとして活動できる機会を提供した。また、コロナ禍において不安・ストレスを抱える若者の増加に伴い、関係機関と連携し、相談対応に取り組んだ。	B	居場所・活動の充実。

【青少年問題協議会からの意見】

「《重点》中高生センタージャンプの若者支援」では、ジャンプの利用対象者である中高生だけでなく、高校を卒業したOB・OG世代への支援として、進路・就職に対する相談や地域活動への参加支援等を行っています。新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う休館や利用制限等により、登録者数や利用者数は伸び悩んだものの、相談件数は計画策定時の現状値（平成30年度）のおよそ2.6倍超になるなど、コロナ禍で不安定な若者に寄り添った支援に取り組むことができました。

令和3年度以降も、若者が社会の一員として能動的に社会に参加できるよう、必要な支援を実施していくとともに、いわゆる「サードプレイス」として、困難を抱えた若者たちの居場所となることを期待します。

目標 V

## それぞれの状況に応じ、子ども・若者及び家族を支援する

### 【概要】

目標 V では、虐待被害、いじめ被害、不登校・ひきこもり、生活困窮、ひとり親、障害、外国ルーツ、多様な性自認・性的指向など、様々な背景を抱えた子ども・若者やその家族に対して、学校、地域、関係機関と連携し、個々の状況に応じた支援を展開しています。また、子ども・若者の多岐に渡る悩みや不安に対応するため、相談体制の充実を図るとともに、相談制度や支援に関する情報発信に取り組んでいます。

#### 【計画の進捗を測る主な指標】

指標名	現状 (平成30年度)	目指す方向性 (令和6年度)
学校に行きたくないことがよくあると感じている子どもの割合	●小学生 8.6% ●中学生 9.9%	↓
過去1年間で食料が買えなかった経験があったと回答した子どもの割合	●小学5年生 7.0% ●中学2年生 10.8% ●16~17歳 10.7% (平成28年度)	↓
困ったり悩んだりした時に相談窓口を「利用したくない」と回答した子どもの割合	●小学生 47.7% ●中学生 62.0%	↓



<児童相談所の完成イメージ図>

取組の方向性	○主な計画事業 (●重点事業)
(1) 状況に応じた支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>●子ども虐待防止ネットワーク事業 ○児童相談所の設置・運営 ●社会的養育基盤構築事業</li> <li>●子ども若者総合相談事業 (アシスとしま) ○スクールカウンセラー事業 ○スクールソーシャルワーカー活用事業</li> <li>●生活困窮者自立相談支援事業 (子どもの学習・生活支援事業) ●子ども・若者支援事業</li> <li>●ひとり親家庭支援センター事業 ○養育費に関する取り決め促進事業 ●発達支援相談事業</li> <li>○発達障害者相談窓口 ●多文化共生推進事業 ○パンフレット・ホームページ等の外国語版の作成</li> <li>○更生保護サポートセンターの運営支援 ○多様な性自認・性的指向の人々への理解促進</li> <li>○自殺・うつ病の予防対策 ○DV・デートDV防止のための周知啓発事業</li> </ul>
(2) 相談体制の充実と情報発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>●子ども若者総合相談事業 (アシスとしま) ○福祉包括化推進会議の設置</li> <li>○子ども・若者及びその家族への支援情報の提供 ○子ども・若者支援者への情報提供</li> </ul>

### 【事業区分別主管課評価の状況 (目標 V)】

	A	B	C	D	計
重点事業	0	9	0	0	9
計画事業	17	63	7	1	88
全事業	17 (17.5%)	72 (74.2%)	7 (7.2%)	1 (1.0%)	97 (100%)

※ 再掲事業を含む。

※ 計画策定後、終了となった1事業 (再掲含め2事業分) を除く。(計画事業)

※ 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても100にならない場合がある。

目標 V は重点事業・計画事業あわせて97事業で構成されていますが、A及びBで91.7%を占めており、事業の多くが目標に資する取組ができたという評価となっています。全体の状況と比べても高い数値になっており、コロナ禍の中でも、着実に成果をあげていますが、未実施となった事業も1事業あり、今後、事業目的に沿った取組が求められます。

☞「取組の方向性」ごとの実施状況や重点事業の実績等については、次ページ以降に記載

## (1) 状況に応じた支援

「状況に応じた支援」は、9つの具体的な取組、71事業（うち重点事業は8事業）で構成されています。

それぞれの事業の令和2年度における主管課評価は、評価A（目標に大きく資する取組ができた）が13事業（18.3%）、評価B（目標に資する取組ができた）が51事業（71.8%）、評価C（目標に資する取組が不十分であった）が5事業（7.0%）、評価D（未実施）が1事業（1.4%）、事業終了が1事業（1.4%）となっています。

具体的な取組	構成事業	担当課	主管課評価
虐待を受けた子どもへの支援	《重点》子ども虐待防止ネットワーク事業【再掲】	子育て支援課	B
	母子生活支援施設	子育て支援課	B
	子どもの権利擁護委員相談事業【再掲】	子育て支援課	B
	児童相談所の設置・運営【再掲】	子育て支援課	A
	子ども家庭女性相談事業【再掲】	子育て支援課	B
社会的養育の推進	《重点》社会的養育基盤構築事業	子育て支援課	B
いじめを受けた子ども、不登校、ひきこもりへの支援	《重点》子ども若者総合相談事業（アシスとしま）【再掲】	子ども若者課	B
	柚子の木教室（適応指導教室）	教育センター	B
	教育相談	教育センター	B
	スクールカウンセラー事業【再掲】	指導課／教育センター	A
	スクールソーシャルワーカー活用事業【再掲】	教育センター	B
	「子どもの権利擁護センター（仮称）」の設置【再掲】	子ども若者課	B
	子どもの権利擁護委員相談事業【再掲】	子育て支援課	B
生活困窮家庭への支援	《重点》生活困窮者自立相談支援事業（子どもの学習・生活支援事業）	福祉総務課	B
	《重点》子ども・若者支援事業【再掲】	生活福祉課／西部生活福祉課	B
	家計改善支援事業	福祉総務課	B
	学力向上・進学支援プログラム	生活福祉課／西部生活福祉課	B
	被保護者自立促進事業	生活福祉課／西部生活福祉課	B
	奨学基金援護事業	生活福祉課	B
	就学援助費支給	学務課	A
	受験生チャレンジ支援貸付事業	福祉総務課	B
	住居確保給付金	福祉総務課	A
	フードドライブの実施	ごみ減量推進課	A
	コミュニティソーシャルワーカーによる子どもの学習支援【再掲】	福祉総務課	B
	就労支援専門員支援事業【再掲】	生活福祉課／西部生活福祉課	A
	就労意欲喚起事業【再掲】	生活福祉課／西部生活福祉課	B

具体的な取組	構成事業	担当課	主管課 評価
ひとり親家庭への支援	《重点》ひとり親家庭支援センター事業	子育て支援課	B
	養育費に関する取り決め促進事業	子育て支援課	B
	母子及び父子福祉資金	子育て支援課	C
	母子家庭等自立支援給付事業	子育て支援課	B
	ひとり親家庭自立支援プログラム策定事業	子育て支援課	B
	福祉住宅	住宅課 ※	B
	ひとり親家庭等の子どもに対する学習支援事業【再掲】	子育て支援課	A
	母子一体型ショートケア事業（ひとり親家庭支援事業）【再掲】	子育て支援課	B
	母子生活支援施設【再掲】	子育て支援課	B
障害のある子ども・若者への支援	《重点》発達支援相談事業	子育て支援課	B
	重度障害者の大学等修学支援事業	障害福祉課	C
	発達支援センター（仮称）の設置検討	教育部／ 保健福祉部／ 子ども家庭部	D
	発達障害者相談窓口	障害福祉課	B
	区立幼稚園幼児教育相談	教育センター	終了
	固定学級や通級指導学級と通常学級の交流、共同学習の充実	指導課	A
	巡回子育て発達相談事業	子育て支援課	B
	発達障害者心理相談補助事業	障害福祉課	B
	障害児保育事業	保育課	B
	学童クラブでの障害児受入	放課後対策課	B
	障害児通所支援事業	障害福祉課	B
	障害者（児）日中一時支援事業	障害福祉課	B
	発達障害者支援ネットワーク会議	障害福祉課	A
	障害者サポート講座	障害福祉課	B
	障害者文化活動推進事業	障害福祉課	B
	余暇活動支援（ほっと・サロン事業）	障害福祉課	B
	就労促進支援事業	障害福祉課	B
	日曜教室（つばさ CLUB）	学習・スポーツ課	C
	チャレンジ雇用	人事課 障害福祉課	B
	マルチメディアデイジーの充実	図書館課	A
外国にルーツを持つ子ども・若者への支援	《重点》多文化共生推進事業	企画課	B
	日本語指導教室	教育センター	B
	日本語初期指導事業	教育センター	B
	外国籍の子どもへの学習支援	指導課	A
	パンフレット・ホームページ等の外国語版の作成	文化観光課 広報課／ 学務課／ 土木管理課	B
	外国籍児童・生徒等に対する通訳サービス・通訳派遣の充実【再掲】	学務課	A

※ 令和3年度より「福祉総務課」に担当課変更

具体的な取組	構成事業	担当課	主管課評価
非行・犯罪に陥った子ども・若者への支援	保護観察対象少年に対する就労支援事業	子ども若者課	B
	社会を明るくする運動	子ども若者課	B
	更生保護サポートセンターの運営支援	子ども若者課	B
その他配慮が必要な子ども・若者（DV、多様な性自認・性的指向の人々、自殺予防など）への支援	女性の専門相談	男女平等推進センター	C
	緊急一時保護	子育て支援課	A
	多様な性自認・性的指向の人々への理解促進	男女平等推進センター	B
	区立小学校・幼稚園における医療的ケア児に対する教育の充実	学務課	B
	自殺・うつ病の予防対策【再掲】	健康推進課	B
	青少年自殺予防対策事業【再掲】	子ども若者課	B
	DV・デートDV防止のための周知啓発事業【再掲】	男女平等推進センター	C

### 【重点事業の実施状況等】

令和2年度における重点事業（8事業）の実施状況等は、以下のとおりです。

重点事業				
事業名		事業目標	事業内容	
②9	子ども虐待防止ネットワーク事業【再掲】	児童虐待の予防及び重篤化の防止を図ります。	①児童虐待の予防・防止に関するネットワークの重層的整備を図ります。 ②児童問題に関する各関係機関相互の調整とケース管理を行います。 ③マニュアル等を教材とした職員研修の充実を図ります。	
		目標	現状値（平成30年度）	目標値（令和6年度）
担当課	子育て支援課	児童虐待等要支援家庭の改善率	52.8%	55.0%
目標値（令和6年度）見直し				
見直し後の目標値		見直しの理由		
84.0%		後期基本計画の目標値と一致させるため。		
実施状況				
令和2年度			令和3年度以降の	
実績	取組内容	主管課評価	取組の方向性	
54.8%	個別ケースに関わる検討会議を年645回開催し、関係機関も含めて必要な情報共有、役割分担をしながら、虐待対応に当たった。	B	引き続き、関係機関との連携を密にし、地域のつながりの中で、虐待等要支援家庭の見守り、支援を行っていく。	

重点事業

事業名		事業目標	事業内容	
156	社会的養育基盤構築事業	社会的養育が必要な児童に対する支援の基盤構築を目指します。	里親支援担当職員の育成、社会的養育の制度についての普及・啓発や里親やショートステイ協力家庭候補者育成等を行うとともに、児童養護施設等の誘致を検討します。	
		目標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
担当課	子育て支援課	①里親普及啓発に関する講演、イベントの開催数 ②里親登録数	①3回 ②14家庭	①8回 ②22家庭

実施状況

令和2年度			令和3年度以降の
実績	取組内容	主管課評価	取組の方向性
①4回 ②19家庭	里親出張相談会及び養育家庭体験発表会を実施。広報活動には専門的なノウハウを持つNPO団体を活用。	B	引き続き社会的養育の基盤整備に向けた取り組みを進めるとともに、児童相談所開設後の専門機関との連携及び支援の在り方についても検討する。

重点事業

事業名		事業目標	事業内容	
42	子ども若者総合相談事業(アシスとしま)【再掲】	不登校、ひきこもりなど困難な状況にある子ども・若者に対して自立に向けた支援を行います。	学校や就労、家族関係など様々な困難を有する子ども・若者やその家族からの相談を受け付ける総合相談窓口の運営や、アウトリーチによる相談を実施しています。相談を受け、個々の状況に合わせた支援を実施します。また、関係機関や地域と連携し、必要な支援へつなげていきます。	
		目標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
担当課	子ども若者課	①不登校に関する相談件数 ②ひきこもりに関する相談件数	①12件 ②19件	①25件 ②40件(重篤化する前の予防的な相談を増やす)

実施状況

令和2年度			令和3年度以降の
実績	取組内容	主管課評価	取組の方向性
①19件 ②27件	コロナ禍のため来所相談、アウトリーチが減少したが、登録者には電話連絡を定期的に行った。ツイッター、インスタグラムなどで対象者に届くよう工夫しながら情報発信を行った。	B	18歳までの不登校の相談は教育センターでも行っているため、18歳前から並走的支援を行いながら切れ目なく引き継いでいけるよう、更に連携を強化する。

重点事業

事業名		事業目標	事業内容	
①59	生活困窮者自立相談支援事業 (子どもの学習・生活支援事業)	地域の無料学習団体の支援及び拡大を図ることで、学習を通じた子どもの居場所作りを推進します。また、世帯全体の生活支援により困窮課題の解決を目指します。	①子育て世帯を対象に、親へは就労支援や各種助成制度の紹介などを困窮課題解決のための支援、子どもへは学習支援を中心に実施します。 ②無料学習団体をネットワーク化した「とこネット」の定例会を毎月開催し、団体運営における課題を解決する場を提供する。併せて、登録団体の拡大に向け取り組みます。	
		目標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
担当課	福祉総務課	①支援者数 ②無料学習団体数 (とこネット登録団体数)	①47人 ②14団体18教室	①60人 ②20団体25教室

目標値(令和6年度)見直し

見直し後の目標値	見直しの理由
①42人 ②-	子どもとの接触機会が減少していることに鑑みた。

実施状況

令和2年度			令和3年度以降の
実績	取組内容	主管課評価	取組の方向性
①15人 ②18団体20教室	新型コロナウイルス感染症がまん延し、緊急事態宣言も発出されたことにより、子どもとの接触機会が減少してしまっただけ。そのような状況においても、リモートを使うなど工夫して事業を実施した。	B	毎月の定例会はZOOMによる開催により、情報共有の場を失わないようにし、教育部との連携を行いながら効果的な学習支援を実施する。

重点事業

事業名		事業目標	事業内容	
①40	子ども・若者支援事業 【再掲】	貧困の連鎖を防止し、生活保護を受給している子どもや若者が夢や希望をもって自らの人生を選択し、自立した生活を送れるようにします。	子どもや若者のいる生活保護受給世帯に対して、専門の支援員が訪問や面接等を重ねる中で問題点を把握し、ケースワーカーと連携して生活課題の解消や学力向上を目指した無料学習会へのつなぎなどの支援を行い、将来自立した生活を送っていただけるように支援します。	
		目標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
担当課	生活福祉課 西部生活福祉課	高校等在籍率	100%	100%を維持

実施状況

令和2年度			令和3年度以降の
実績	取組内容	主管課評価	取組の方向性
95.2%	訪問・面接相談等を実施する中で、それぞれの課題を把握し、必要な情報提供や個々に応じて関係機関に繋げるなどの支援を行った。	B	貧困の連鎖を防止するために、専門の支援員がケースワーカーと連携して問題点を把握し、それぞれに必要な支援や情報提供等を行う。

重点事業

事業名	事業目標	事業内容	
①68 ひとり親家庭支援センター事業	ひとり親家庭が抱える課題の解消を図ります。	「ひとり親家庭支援センター」を設置し、ひとり親家庭の総合窓口として、様々な相談に応じ、支援を提供します。	
	目標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
担当課	子育て支援課	相談件数	9,384件
			10,000件

実施状況

令和2年度			令和3年度以降の取組の方向性
実績	取組内容	主管課評価	
7,455件	ひとり親家庭のしおり、リーフレット作成・配布、ホームページによる広報を実施した。また、寄附金を利用した食糧支援をのべ1,655世帯に行った。	B	引き続き相談対応に重点をおき、生活安定に向けて支援につなげていく。

重点事業

事業名	事業目標	事業内容	
①74 発達支援相談事業	心身の発達に困難を持つ子どもとその家族が、個々の発達に合わせた指導や助言を行うことで家族が子育てに自信を持ち、安定した生活が送れるよう支援します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・西部子ども家庭支援センターにおいて、心身の発達に何らかの偏りや障害のある乳幼児の保護者からの発達、療育、訓練、進路等に関する相談に応じ、助言、指導を行うとともに、関係機関へ連絡、紹介等を行います。</li> <li>・西部子ども家庭支援センターにおいて、心身の発達に何らかの問題や障害、心配のあるお子さん、その家族を対象に、個別や集団での訓練や必要な支援を行います。(児童発達支援事業)</li> </ul>	
	目標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
担当課	子育て支援課	発達相談件数	5,048件
			5,200件

実施状況

令和2年度			令和3年度以降の取組の方向性
実績	取組内容	主管課評価	
4,556件	コロナ禍であったが、できる限り開所し、指導や対応が切れることがないよう事業を実施した。	B	引き続き、支援を必要とするお子さんとその家族の相談に応じ、助言・指導を行うとともに、関係機関との連携も行っていく。

**重点事業**

事業名		事業目標	事業内容	
①94	多文化共生推進事業	外国にルーツを持つ方を支援する団体等との連携強化を図ります。	外国籍等区民への支援の強化に向けて、区内の日本語教室や支援団体等とのネットワークづくりを支援するとともに連携を図ります。また、外国籍等区民へのアンケート調査を行い、施策の検討につなげます。	
			目標	現状値(平成30年度)
担当課	企画課 (多文化共生推進担当)	連携団体数(会議)	1件	3件

**目標値(令和6年度)見直し**

見直し後の目標値	見直しの理由
20 団体	目標の指標を、会議体の件数から連携団体数に変更したため。

**実施状況**

令和2年度			令和3年度以降の 取組の方向性
実績	取組内容	主管課評価	
18 団体	学習院大学が事務局を務め、日本語教室やNPO法人、外国にルーツを持つ区民等で構成する「日本語ネットとしま」に3回参加し、関連団体との各種情報共有、連携強化に向けて話し合いを行った。 また、学習院大学と東京都市大学と連携して、外国籍住民の実態調査を実施した。	<b>B</b>	引き続き「日本語ネットとしま」に参加し、外国籍等区民に対する地域全体の理解を深めていくとともに、新たなコミュニティとの連携を進めていく。 また、令和2年度に実施した実態調査の結果を分析し、区の施策への反映を検討する。

**【青少年問題協議会からの意見】**

「《重点》子ども虐待防止ネットワーク事業」は、児童虐待等要支援家庭の改善率の向上を目標に掲げていますが、令和2年度実績は54.8%の改善率であり、計画策定時の現状値（平成30年度）を上回る実績をあげています。この改善率は、改善・助言・施設入所を理由に終了した件数を相談・通告受理件数（非該当を除く）で除したものです。相談・通告受理件数が増加傾向にある中でも現状値を上回る改善がなされており、着実な成果をあげているものと考えます。

令和3年度以降も、虐待から子どもを守るため、関係機関とのネットワークの充実を図り、発生予防・早期発見・重篤化防止のための対策をより一層推進していくことを期待します。

「《重点》ひとり親家庭支援センター事業」は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、相談件数は計画策定時の現状値（平成30年度）を下回りましたが、区に寄せられた寄附金を活用し、ひとり親支援を行う地域団体を通じて食糧支援を行うなど、困難を抱えたひとり親家庭の

生活安定に向けた取組を展開しました。この食糧支援がきっかけで多くの方が地域団体と繋がり、地域団体が独自で行っている相談や支援に結び付けることもできました。

令和3年度以降も、悩みや不安を抱えるひとり親が気軽に相談できる体制を強化し、それぞれの困難な状況に応じたきめ細やかな支援を実施していくことを期待します。

上記以外にも、いじめ被害、不登校・ひきこもり、生活困窮、障害、外国ルーツ、多様な性自認・性的指向など、人によって抱えている背景は様々であり、求められる支援も異なります。それぞれの状況に応じた相談事業や支援事業を推進していくとともに、その取組にあたっては、地域、学校、関係機関等と連携し、効果的に取り組んでいく必要があります。

## (2) 相談体制の充実と情報発信

「相談体制の充実と情報発信」は、1つの具体的な取組、28事業（うち重点事業は1事業）で構成されています。

それぞれの事業の令和2年度における主管課評価は、評価A（目標に大きく資する取組ができた）が4事業（14.3%）、評価B（目標に資する取組ができた）が21事業（75.0%）、評価C（目標に資する取組が不十分であった）が2事業（7.1%）、事業終了が1事業（3.6%）となっています。

具体的な取組	構成事業	担当課	主管課評価
相談体制の充実と情報発信	《重点》子ども若者総合相談事業（アシスとしま）【再掲】	子ども若者課	B
	福祉包括化推進会議の設置	福祉総務課	A
	健康相談事業	健康推進課／長崎健康相談所	B
	精神保健福祉相談	健康推進課／長崎健康相談所	B
	消費生活相談事業	生活産業課	B
	子育て訪問相談事業【再掲】	子育て支援課	B
	スクールカウンセラー事業【再掲】	指導課／教育センター	A
	「子どもの権利擁護センター(仮称)」の設置【再掲】	子ども若者課	B
	子どもの権利擁護委員相談事業【再掲】	子育て支援課	B
	人権擁護委員相談事業【再掲】	区民相談課	B
	子どもに関する相談事業【再掲】	子育て支援課	A
	子どもからの専用電話相談【再掲】	子育て支援課	C
	子ども家庭女性相談事業【再掲】	子育て支援課	B
	乳幼児健康相談【再掲】	健康推進課／長崎健康相談所	B
	東部・西部子ども家庭支援センター事業【再掲】	子育て支援課	B
	子育て支援総合相談事業【再掲】	子育て支援課	B
	マイはいくえん事業【再掲】	保育課	B
	乳幼児健全育成相談事業【再掲】	保育課	B
	教育相談【再掲】	教育センター	B
	発達支援相談事業【再掲】	子育て支援課	B
	発達障害者相談窓口【再掲】	障害福祉課	B
	区立幼稚園幼児教育相談【再掲】	教育センター	終了
	巡回子育て発達相談事業【再掲】	子育て支援課	B
	更生保護サポートセンターの運営支援【再掲】	子ども若者課	B
	女性の専門相談【再掲】	男女平等推進センター	C
	子ども・若者及びその家族への支援情報の提供	子ども若者課	B
	子ども・若者支援者への情報提供	子ども若者課	A
	としま scope【再掲】 ※	企画課	B

※ 令和3年度より「わたしらしく、暮らせるまち。」推進事業に事業名変更

## 【重点事業の実施状況等】

令和2年度における重点事業（1事業）の実施状況等は、以下のとおりです。

重点事業			
事業名	事業目標	事業内容	
④2 子ども若者総合相談事業 (アシスとしま)【再掲】	様々な困難を有する子ども・若者や家族への情報提供及び支援の実施により、問題の重篤化防止や状況改善を図ります。	学校や就労、家族関係など様々な困難を有する子ども・若者やその家族からの相談を受け付ける総合相談窓口の運営や、アウトリーチによる相談を実施しています。相談を受け、個々の状況に合わせた支援を実施します。また、関係機関や地域と連携し、必要な支援へ繋げていきます。	
	目標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
担当課	子ども若者課	① 登録相談者数 ② 相談者の状況	① 99人 ② 問題が重篤化した状況で繋がりが、継続支援になるケースが多い。
			① 登録相談者数：250名 ② 問題が重篤化する前に予防的に相談する人が増える。
実施状況			
令和2年度			令和3年度以降の
実績	取組内容	主管課評価	取組の方向性
①144人 ②本人からの相談件数が家族からの相談件数を上回った。	情報提供としてアシスとしまカードを公立小中学校の卒業時に配付し、区の公式ツイッターへの投稿など行った。意識啓発として、出前講座や中高生センターへの出張相談により相談へのハードルを下げる活動を行った。	B	予防的支援の取組を更に進める。公立高校や通信制高校で出前講座を実施し、公立小中学校では児童生徒に貸与しているタブレットパソコンからアシスとしまへ直接相談できる仕組みを作り、気軽に相談体験をすることで、将来の重症化予防に努める。

## 【青少年問題協議会からの意見】

「《重点》子ども若者総合相談事業（アシスとしま）」は、子ども・若者（概ね39歳まで）やその家族への相談援助を目的として平成30年7月に開設されましたが、令和2年度から相談員を拡充し、相談支援体制の強化を図りました。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、登録相談者数は前年度実績を下回りましたが、電話による支援を積極的に行うなど、延べ支援回数は前年度実績を上回りました。小中学生に対する周知媒体の個別配付や区公式ツイッターへの投稿、メルマガ配信など、事業を周知することで相談しやすい環境を整えることにも力を入れており、相談支援に対する心理的障壁の除去にも寄与しているものと考えます。

令和3年度以降も引き続き、様々な困難を有する子ども・若者とその家族に応じた総合窓口として、他機関や地域と連携しながら個々の状況に合わせた支援に繋げていくことを期待します。

目標 VI

## 子ども・若者の健やかな成長を地域全体で支援する

### 【概要】

目標VIでは、地域での子ども・若者支援活動や子育て支援活動への支援、地域の様々な主体との連携・協働により、地域の力を活用しています。また、子育てのしやすい住宅や環境整備、犯罪や事故、けが予防といった安全安心な環境整備に取り組むことで、子ども・若者や子育て世帯が安心して暮らせるまちづくりを進めるとともに、「国際アート・カルチャー都市構想」に基づき、子ども・若者が文化芸術に触れながら成長できる環境を整備しています。

#### 【計画の進捗を測る主な指標】

指標名	現状	目指す方向性 (令和6年度)
地域における子育て支援や見守り活動が活発に行われていると思う保護者の割合	平成30年度 ●就学前 31.4% ●小学生 42.0% ●中学生 37.9%	↑
子どもの成長や安全・安心な生活が地域全体で支えられているかについて、「どちらかというと思う」と回答した区民の割合	令和元年度 ●18歳以上の区民 21.8%	↑
子育てを視野に入れた住宅対策や道路・施設整備が行われていると思う保護者の割合	平成30年度 ●就学前 14.4% ●小学生 16.9% ●中学生 16.4%	↑
多様な文化芸術活動が展開され、良質な文化芸術に接する機会が「どちらかという多し」と感じている区民の割合	令和元年度 ●18歳以上の区民 40.6%	↑

取組の方向性	○主な計画事業 (●重点事業)
(1)地域の力の活用	○民生委員・児童委員事業 ○青少年育成委員会支援事業 ○コミュニティソーシャルワーク事業 ●子ども若者支援ネットワーク「ここにいるよ」 ○コミュニティ・スクール導入等促進事業 ●ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度 ○モデル事業所としてのワーク・ライフ・バランスの推進
(2)安全・安心な社会環境の整備	●子育てファミリー世帯への家賃助成事業 ○子ども事故予防センター「キッズセーフ」の運営と事故予防の啓発 ○安全・安心な学校づくり(インターナショナルセーフスクール)
(3)子ども・若者が文化や芸術に親しむことのできるまちづくり	●トキワ荘マンガミュージアムの開設・運営 ○トキワ荘通りお休み処の運営 ○芸術文化劇場の運営と文化芸術発信事業 ○舞台芸術交流センターの運営と文化の発信事業 ○池袋西口公園野外劇場管理運営事業

### 【事業区分別主管課評価の状況 (目標VI)】

	A	B	C	D	計
重点事業	1	2	1	0	4
計画事業	6	31	6	1	44
新規事業	0	1	0	0	1
全事業	7 (14.3%)	34 (69.4%)	7 (14.3%)	1 (2.0%)	49 (100%)

※ 再掲事業を含む。

※ 計画策定後、事業統合となった1事業を除く。(計画事業)

※ 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても100にならない場合がある。

目標VIは重点事業・計画事業あわせて49事業で構成されていますが、A及びBで83.7%を占めており、事業の多くが目標に資する取組ができたという評価となっています。なお、アート・カルチャーによるまちづくりをより一層推進するため、新たに1事業が加わりました。

☞「取組の方向性」ごとの実施状況や重点事業の実績等については、次ページ以降に記載

## (1) 地域の力の活用

「地域の力の活用」は、3つの具体的な取組、20事業（うち重点事業は2事業）で構成されています。

それぞれの事業の令和2年度における主管課評価は、評価A（目標に大きく資する取組ができた）が3事業（15.0%）、評価B（目標に資する取組ができた）が10事業（50.0%）、評価C（目標に資する取組が不十分であった）が6事業（30.0%）、評価D（未実施）が1事業（5.0%）となっています。

具体的な取組	構成事業	担当課	主管課評価
地域の子ども・若者支援活動、子育て支援活動への支援	スポーツ推進委員事業	学習・スポーツ課	C
	民生委員・児童委員事業	福祉総務課	B
	青少年育成委員会支援事業	子ども若者課	C
	コミュニティソーシャルワーク事業	福祉総務課	A
	地域福祉サポーターの養成と推進	社会福祉協議会	B
	地域活動交流センター管理運営	区民活動推進課	C
区民や地域団体、大学との連携・協働及び地域ネットワークの形成	《重点》子ども若者支援ネットワーク「ここにいるよ」	子ども若者課	B
	若者支援ネットワークの構築（子ども・若者支援地域協議会）	子ども若者課	B
	生活困窮者自立支援事業（支援調整会議の開催）	福祉総務課	A
	豊島区子育てネットワーク会議	子育て支援課	B
	中小規模公園活用プロジェクト	公園緑地課／企画課	A
	地域・大学連携事業	指導課	B
	コミュニティ・スクール導入等促進事業	庶務課／指導課 ※	B
	地域子ども懇談会	放課後対策課	B
	子ども食堂ネットワーク【再掲】	子ども若者課	C
	としま子ども学習支援ネットワーク「とこネット」【再掲】	福祉総務課	B
仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し	《重点》ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度	男女平等推進センター	C
	企業・事業所への啓発事業	男女平等推進センター	D
	ワーク・ライフ・バランスフォーラムの開催	男女平等推進センター	C
	モデル事業所としてのワーク・ライフ・バランスの推進	人事課	B

※ 令和2年度より「指導課」から担当課変更

【重点事業の実施状況等】

令和2年度における重点事業（2事業）の実施状況等は、以下のとおりです。

重点事業				
事業名		事業目標	事業内容	
218	子ども若者支援ネットワーク「ここにいるよ」	子ども・若者支援に関わる活動団体や行政で包括的・横断的な支援ネットワークを構築し、支援に関する情報交換や支援者の質の向上に取り組みます。	子ども・若者支援に関わる多分野の団体や区民に対して、専門知識などの研修会や情報交換の機会となるイベントなどを実施します。	
		目標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
担当課	子ども若者課	ネットワークイベント参加者数	244人	400人

目標値(令和6年度)見直し	
見直し後の目標値	見直しの理由
200人	協議会設置要綱にある地域関係機関数は約60団体であり、地域のネットワーク構築を目的としているため。

実施状況				
令和2年度			令和3年度以降の	
実績	取組内容	主管課評価	取組の方向性	
44人	コロナ禍のため人数制限し「講演会」を実施した。支援者を対象とした「会議」はWEBと会場で実施し、パネルディスカッションとグループワークで意見交換を行った。	B	講演会に替えてしまテレビの情報番組を活用し広く情報を提供する。会議については2年度同様にWEBと会場で実施する。	

重点事業				
事業名		事業目標	事業内容	
226	ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度	企業のワーク・ライフ・バランスに対する理解を深め、働きやすい職場づくりを推進します。	区内に本社又は主たる事業所がある企業を対象に、ワーク・ライフ・バランスを積極的に推進する企業を区が認定します。認定書の授与、区ホームページで取組の紹介等を行い、認定企業は、企業が発行する印刷物等に認定マークを使用できます。	
		目標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
担当課	男女平等推進センター	認定企業数	50社	95社

目標値(令和6年度)見直し	
見直し後の目標値	見直しの理由
75社	コロナ禍により区内中小企業の経営状況が厳しく、ワーク・ライフ・バランス認定申請が難しい状況であったため。

実施状況				
令和2年度			令和3年度以降の	
実績	取組内容	主管課評価	取組の方向性	
55社	令和2年8月～10月まで認定申請を受付。11月にヒアリング審査を行い、12月に認定審査会を開催し、認定企業を決定。令和3年1月に認定書授与を行った。	C	としまWLBネットワークミーティングを感染症対策実施の上で開催。産業団体や介護保険課とも連携し、認定制度のさらなる周知を図る。	

#### 【青少年問題協議会からの意見】

「《重点》子ども若者支援ネットワーク「ここにいるよ」」は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により講演会の人数制限を行うなど限定的な活動となりましたが、支援者を対象とした会議ではオンラインと対面を併用して意見交換を行うなど、コロナ禍でも一定の成果が得られたものと考えます。

令和3年度以降も、子ども・若者支援に地域全体で取り組むためのネットワーク形成を図り、困難を抱えた子ども・若者に対して重層的な支援を行うとともに、支援に関する情報交換や支援者の質の向上に取り組んでいくことを期待します。

「《重点》ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度」は、働きながら子育てできる環境を整備する上でも重要な取組ですが、コロナ禍により制度周知関係の事業が中止になったことや、中小企業の経営困難等の理由により、認定企業数が制度創設後初めて減少に転じました。

一方、毎年実施している「協働のまちづくりに関する区民意識調査」では、「ワーク・ライフ・バランスへの理解が深まっていると思う区民の割合」が徐々に高まっています。

今後も引き続き、区民をはじめ区内の企業・事業主など、社会全体でのワーク・ライフ・バランスの実現に向けた理解促進が図られるよう、普及啓発の取組を推進していくことを期待します。

## (2) 安全・安心な社会環境の整備

「安全・安心な社会環境の整備」は、3つの具体的な取組、20事業（うち重点事業は1事業）で構成されています。

それぞれの事業の令和2年度における主管課評価は、評価A（目標に大きく資する取組ができた）が3事業（15.0%）、評価B（目標に資する取組ができた）が15事業（75.0%）、評価C（目標に資する取組が不十分であった）が1事業（5.0%）、事業統合が1事業（5.0%）となっています。

具体的な取組	構成事業	担当課	主管課評価
子育て世帯にやさしいまちづくりの推進	《重点》子育てファミリー世帯への家賃助成事業	住宅課 ※1	B
	空き家利活用推進事業	住宅課	B
	近居・多世代同居の推進	住宅課	B
	公共施設の赤ちゃんスペース設置・周知	子育て支援課	C
有害環境等への対応	薬物乱用防止教育	指導課	B
	情報モラル教育	指導課	B
	PTAと連携した「SNSルール」の活用 ※2	庶務課	統合
	不健全図書類等規制対策事業	子ども若者課	B
防犯・事故予防の推進	子ども事故予防センター「キッズセーフ」の運営と事故予防の啓発	健康推進課／長崎健康相談所	B
	安全・安心パトロールの実施	防災危機管理課	A
	小学校児童の通学路安全対策の推進	学務課	A
	学校安全安心事業	学務課 ※3	B
	安全・安心な学校づくり（インターナショナルセーフスクール）	庶務課／指導課 ※4	B
	区立小学校・学童クラブの入退室管理システム	学務課／放課後対策課	A
	交通安全施設整備事業	道路整備課	B
	交通安全対策事業	土木管理課	B
	中学校自転車安全教室（スクエアード・ストレイト授業）	土木管理課	B
	自転車ヘルメット普及啓発事業	土木管理課	B
	高齢者安全運転支援装置設置促進事業	土木管理課	B
	公園等防犯カメラ整備事業	公園緑地課	B

※1 令和3年度より「福祉総務課」に担当課変更

※2 令和2年度より「情報モラル教育（指導課）」に統合

※3 令和2年度より「庶務課」から担当課変更

※4 令和2年度より「指導課」から担当課変更

【重点事業の実施状況等】

令和 2 年度における重点事業（1 事業）の実施状況等は、以下のとおりです。

重点事業				
事業名	事業目標	事業内容		
②30 子育てファミリー世帯への家賃助成事業	子育てファミリー世帯を区内の良質な民間賃貸住宅に誘導し、居住環境の改善及び定住化を図ります。	区内の良質な民間賃貸住宅に転入・転居した場合に、一定の要件を満たす子育てファミリー世帯に対し、転居後の家賃と基準家賃との差額の一部を一定期間助成します。		
	目標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)	
担当課	住宅課	新規家賃助成数	30件 ※家賃助成総件数 123件	60件

実施状況			令和 3 年度以降の取組の方向性
令和 2 年度		主管課評価	
実績	取組内容		
41 件	福祉分野との連携強化のため、事業の所管を令和 3 年度より保健福祉部に移管した。	B	ホームページ、子育て情報ハンドブックでの周知を行う。 豊島区居住支援協議会等の関係団体を通じた周知を図り、継続して事業を実施する。

【青少年問題協議会からの意見】

「《重点》子育てファミリー世帯への家賃助成事業」では、令和 2 年度における新規家賃助成数が計画策定時の現状値（平成 30 年度）を上回っており、子育てファミリー世帯の居住環境の改善や定住化に一定の成果が得られました。

当事業は令和 3 年度に保健福祉部へ事務移管し、福祉部門との連携強化が図られます。子育てファミリー世帯が暮らしやすい、子育てしやすい環境の整備に向けた取組が、より一層進展していくことを期待します。

### (3) 子ども・若者が文化や芸術に親しむことのできるまちづくり

「子ども・若者が文化や芸術に親しむことのできるまちづくり」は、1つの具体的な取組、10事業（うち重点事業は1事業）で構成されています。

それぞれの事業の令和2年度における主管課評価は、評価A（目標に大きく資する取組ができた）が1事業（10.0%）、評価B（目標に資する取組ができた）が9事業（90.0%）となっています。

なお、新規事業として「IKE-CIRCLEによる文化・観光情報発信（文化デザイン課）」が加わりました。

具体的な取組	構成事業	担当課	主管課評価
文化・芸術に親しむ環境づくり	《重点》トキワ荘マンガミュージアムの開設・運営	文化観光課	A
	トキワ荘通りお休み処の運営	文化観光課	B
	芸術文化劇場の運営と文化芸術発信事業	文化デザイン課	B
	舞台芸術交流センターの運営と文化の発信事業	文化デザイン課	B
	池袋西口公園野外劇場管理運営事業	文化デザイン課	B
	池袋モンパルナス回遊美術館事業	文化デザイン課	B
	「フェスティバル/トーキョー」開催事業	文化デザイン課	B
	庁舎まるごとミュージアム運営事業	文化デザイン課	B
	熊谷守一美術館の運営	文化デザイン課	B
	IKE-CIRCLEによる文化・観光情報発信 ※	文化観光課	B

※ 計画策定後の新規事業（令和2年度～）

【重点事業の実施状況等】

令和2年度における重点事業（1事業）の実施状況等は、以下のとおりです。

重点事業				
事業名		事業目標		事業内容
新規 250 トキワ荘マンガミュージアムの開設・運営	豊島区ゆかりのトキワ荘等のマンガ文化に触れる機会を増やすとともに、関連情報の発信によりまちの魅力を高め、マンガ・アニメを核とする地域文化の継承・発展を目指します。		トキワ荘のあった南長崎地域に「トキワ荘マンガミュージアム」を開設し、マンガ・アニメ文化の発信やマンガによるまちづくりを地域と一体となって進めます。	
	目標		現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
担当課	文化観光課	来館者数	設置に向けて検討中	100,000人

実施状況			
令和2年度			令和3年度以降の
実績	取組内容	主管課評価	取組の方向性
69,717人	コロナ禍で開館予定日が遅れ、令和2年7月7日に開館した。人数制限等により実績値は目標に及ばなかったものの、「開館記念企画展 漫画少年とトキワ荘」や「トキワ荘のアニキ 寺田ヒロオ展」などの企画展を開催し、マンガ・アニメ文化の発信に努めた。	A	年3回 特別企画展開催

【青少年問題協議会からの意見】

「《重点》トキワ荘マンガミュージアムの開設・運営」では、令和2年7月の開館以来、新型コロナウイルス感染症の感染防止策を講じながら、多くの方に来館いただきました。子ども・若者が成長していく過程で、文化や芸術に触れ、日頃味わえないような感動や刺激を直接体験することは、豊かな感性と創造性を育むことができます。また、豊島区ゆかりのトキワ荘でマンガ文化に触れる機会を創出することにより、地域への愛着や地域住民としての意識の醸成にも寄与します。

今後も引き続き、豊島区が培ってきた文化芸術に関わる取組を活用し、豊島区で生活する子ども・若者が、日頃から文化芸術に親しみ、楽しむ土壌を作り上げていくことを期待します。

### 3 まとめ

新型コロナウイルス感染症が世界中で猛威を振るう状況の中、令和2年4月には東京都に1回目の緊急事態宣言が発令され、豊島区でも区立学校や保育園の臨時休校・休園をはじめ、区施設の休館・利用制限など、区民生活に多大なる影響を与えました。本計画に掲げた事業も、その大半が新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い休止・延期・規模縮小などの措置を取らざるを得なくなるなど、子ども・若者や子育て家庭への影響は少なくありませんでした。

そうした困難な状況の中でも、職員自らが創意工夫し、試行錯誤しながら、計画に掲げた各事業の推進に向けて積極的に取り組んできました。特に、オンライン会議や SNS の活用、動画配信など、一般論として今まで行政が遅れていると言われてきた分野が、この1年で一気に進んだことは、コロナ禍にあって、非常に良いことであったと思います。また、行政のみならず、区民や NPO 法人、地域団体、子育て支援グループ、企業等が、それぞれの立場で主体的な活動を広げていくとともに、相互に連携・協力し、補完し合いながら、子どもや家庭の主体性を重視した施策運用を展開してきたことも、大きく評価すべき点の一つであると言えます。

その結果、計画の実施状況調査において「目標に大きく資する取組ができた」「目標に資する取組ができた」と回答した事業は、全事業の87.7%にものぼります。かつてない状況の中で迎えた計画初年度となりましたが、計画全体としては、概ね良好な実施状況であったと総括できるでしょう。

令和3年度以降も、新型コロナウイルス感染症による影響は続いていくものと思われます。コロナ禍で顕在化した困難層に対する迅速かつ的確な支援、with コロナや after コロナを見据えた事業展開など、課題は山積していますが、計画の基本理念である「すべての子ども・若者の権利が保障され豊かな文化の中で自分らしく成長できるまちづくり」の実現に向けて、行政や地域の多様な主体が垣根を越えて力を合わせ、「オールとしま」でこの難局を乗り越えていくことを期待します。

豊島区子ども・若者総合計画（令和2～6年度）

令和2年度実施状況

令和4年1月

編集：豊島区青少年問題協議会

発行：豊島区子ども家庭部子ども若者課

